



長崎県五島市

# 第3次 五島市 男女共同参画計画

認め合い 男女でつくろう 輝く「しま」  
みんな



### おことわり

本来であれば平成29年3月現在における五島市の組織機構に基づいて計画を策定すべきところではありますが、今後5カ年にわたる計画であることを考慮し、第2章から第5章及び参考資料について、平成29年4月からの組織機構に置き換えて表記していることをお断り申し上げます。

## 男女共同参画社会の 実現を目指して



近年、少子・高齢化や人口減少の急速な進展、個人のライフスタイルや雇用形態の多様化など、社会情勢はめまぐるしく変化しています。

このような中で、国は平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定し、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を展開しています。平成28年4月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、通称“女性活躍推進法”が全面施行され、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定が事業所に義務付けられております。

五島市においては、平成24年3月に「第2次五島市男女共同参画計画」を策定し、当市における男女共同参画社会の実現に向け様々な取組を行ってきました。策定から5年が経過し、計画に基づく取組の検証を行い時代の変化や国等施策の動きを踏まえながら、新たな課題に対応するべく、このたび第3次五島市男女共同参画計画を策定いたしました。

本計画を推進し実効あるものとするためには、市民、事業者及び関係団体の皆様と市がそれぞれの役割を認識し、一体として取り組んでいくことが重要です。本計画の推進について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました五島市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様から心からお礼申し上げます。

平成29年3月

五島市長 **野 口 市太郎**

# 目次

## 第1章 計画の目的と背景

---

1. 計画策定の目的.....	2
2. 計画策定の背景.....	2
(1) 世界の動き.....	2
(2) 国内の動き.....	3
(3) 長崎県の動き.....	4
(4) 五島市の動き.....	4

## 第2章 計画の概要

---

1. 計画の基本理念と基本目標.....	8
2. 五島市男女共同参画計画の体系.....	8
3. 計画の性格・期間.....	9
計画の位置付け.....	10
主要施策の目標指数.....	11
計画の体系.....	12

## 第3章 基本目標と施策

---

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女の活躍.....	16
施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	17
施策の方向2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進.....	19
施策の方向3 女性力を活かした地域社会・経済の活性化.....	21
施策の方向4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進.....	22
施策の方向5 家庭・地域における男女共同参画の推進.....	23
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現.....	26
施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶.....	27
施策の方向7 生涯を通じた女性の健康支援.....	29
施策の方向8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備.....	31

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備.....	34
施策の方向9 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備.....	35
施策の方向10 教育を通じた男女共同参画の推進.....	37
施策の方向11 意識改革に向けた啓発・普及の推進.....	39
基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化.....	40
施策の方向12 推進体制の整備・強化.....	41

## 第4章 計画の推進

---

1. 庁内の横断的な推進体制の整備.....	44
2. 市民との連携.....	44
3. 男女共同参画に関する調査、情報収集.....	44
4. 計画の進行管理.....	44

## 第5章 計画の進捗状況を図るための指標

---

計画の進捗状況を図るための指標.....	48
----------------------	----

## 参考資料

---

2015 男女共同参画市民意識調査実施概要.....	52
五島市男女共同参画審議会条例.....	73
五島市男女共同参画審議会委員名簿.....	75
五島市男女共同参画推進委員会規程.....	76
男女共同参画社会基本法.....	78
長崎県男女共同参画推進条例.....	84
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	89
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	98
男女共同参画の推進に関する年表 .....	110
用語解説 .....	117



# 第1章 計画の目的と背景

1 計画策定の目的 .....	2
2 計画策定の背景 .....	2





## 1 計画策定の目的

1975年（昭和50年）の国際婦人年から42年を経過し、国においては、男女共同参画社会の実現に向けた法律の整備や制度の確立が進められ、女性の地位向上と、男女が多様な生き方を選択できる社会づくりが進められてきました。

1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されており、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題として位置づけられました。

その後、男女共同参画社会の国内外の様々な状況の変化を踏まえ、平成17年の第2次、平成22年の第3次と男女共同参画基本計画が策定されました。

五島市においては、男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催や各種広報媒体を活用した啓発活動を行ってきましたが、今なお男女の性別による固定的な役割分担意識等を背景とした社会慣習は解消されていないのが実情です。

年齢構成や社会情勢の変化に伴う働き方の見直しや子育て・介護支援などが、尚一層求められる中、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現のため、「第3次五島市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

1975年（昭和50年）国際連合が提唱した国際婦人年に開催された第1回世界女性会議（メキシコシティ）において、平等・発展・平和を目標とする「世界行動計画」が採択され、翌年からの10年を「国連婦人の十年」と決定し、世界各国が計画の進展に取り組むことを提唱しました。

1979年（昭和54年）の国連総会で「女性に対するあらゆる差別を撤廃する条約（女性差別撤廃条約）」が採択され、我が国もこれに署名し、1985年（昭和60年）に批准しています。

1985年（昭和60年）に開催された国連婦人の十年最終年世界会議（ナイロビ）では、10年間の評価と今後の課題が検討され、女性の地位向上、あらゆる分野での参画促進を図るための課題を具体的に示した「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1993年（平成5年）の国連世界人権会議では「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

1995年（平成7年）北京において第4回世界女性会議が開催され、女性の権利は人権であるとうたわれた「北京宣言」と12の重大問題領域を設定した「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）のニューヨークで開催された、国連特別総会女性2000年会議では、「政治

宣言」と北京宣言及び行動綱領実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

2005年（平成17年）のニューヨークで開催された、第49回国連婦人の地位委員会では、北京宣言及び行動綱領並びに女性2000年会議成果文書の実施状況の評価・見直しを行うとともに、実施に向けた今後の課題について話し合われました。

2014年（平成26年）東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が開催されました。このシンポジウムは、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。

## (2) 国内の動き

日本では、1975年（昭和50年）に総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」を策定し、女性問題への本格的な取り組みを始めました。

1985年（昭和60年）に、男女雇用機会均等法を制定し、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

その後も、育児休業等に関する法律やパートタイム労働法等の整備により、女性の地位向上と多様な生き方の選択を可能とする社会づくりが進められてきました。

また、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策が示されました。

そして、1994年（平成6年）には「婦人問題推進本部」を「男女共同参画推進本部」と改めるとともに、「男女共同参画審議会」が設置されました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年（平成12年）には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、国、都道府県、市町村、国民の責務等が示されました。地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するよう定められました。

2005年（平成17年）には、女性のチャレンジ支援策の充実や仕事と家庭・地域社会の両立支援策の推進、指導的地位に占める女性の割合の増加を期待する内容などを盛り込んだ第2次男女共同参画基本計画が策定されました。

さらに、2010年（平成22年）には、国内における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

2015年（平成27年）施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

2016年（平成28年）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が全面施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るための基本方針等が示されました。



### (3) 長崎県の動き

長崎県では、1978年（昭和53年）に「長崎県婦人問題懇話会」を設置し、その提言を受けて、1980年（昭和55年）「いきがいを育てる長崎県の婦人対策」を策定し、女性関係施策の指針としました。

その後、女性を取り巻く社会環境の著しい変化に伴い、1990年（平成2年）21世紀を展望した「2001ながさき女性プラン」を策定、1994年（平成6年）には一部改定を行い、総合的、効果的な女性関係行政の推進が行われてきました。

また、2000年（平成12年）「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「2001ながさき女性プラン」を全面改訂した「長崎県男女共同参画計画」を策定し、この計画の実効性と推進を図るため、2002年（平成14年）に「長崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。これに伴い2003年（平成15年）に、社会経済情勢の変化に的確に対応した「長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会づくりが推進されました。

さらに、2011年（平成23年）に「第2次長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、2016年（平成28年）には、長崎県における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されています。

### (4) 五島市の動き

五島市では、2005年（平成17年）に「五島市男女共同参画推進委員会」、「五島市男女共同参画審議会」を設置し、五島市における男女共同参画社会の形成の促進及び、それに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。

2007年（平成19年）に、五島市男女共同参画計画を策定し、2010年（平成22年）10月には第2次男女共同参画策定に向けた市民意識調査を行い、作成した素案を学識経験者や関係団体の代表者で構成する「五島市男女共同参画審議会」で審議していただき、その提言や答申を反映した「第2次五島市男女共同参画計画」を2012年（平成24年）3月に策定しております。

その後の取組としては、五島地区男女協働セミナー、地域の魅力アップセミナー、男女共同参画下五島地域活動促進会議等を開催し、男女共同参画社会実現のために講ずべきことの研究を始め、各種啓発活動を展開してきました。

また、「男女あれこれ語ろう会」を開催し、男女あるいは異業種の方々との交流会、悩み共有の場の提供に努めました。更に「輝く人へのインタビュー」では、地域で活躍する方々を取材し、その模様をケーブルテレビで放送したり、小冊子にまとめて関係機関へ配布したりするなど、輝く人の情報の拡散を図りました。

目まぐるしく変わる社会情勢の変化に配慮しながら「第3次五島市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた取組を確かなものとし、女性が能力を十分に発揮できる社会の実現を目指してまいります。

(注1) 市民意識調査

平成27年10月、五島市に在住する20歳以上70歳未満の男女500名を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送により実施。回収率32.0% (160名)

(アンケートは参考資料掲載)



## 第2章 計画の概要

1	計画の基本理念と基本目標 .....	8
2	五島市男女共同参画計画の体系 .....	8
3	計画の性格・期間 .....	9



## 1 計画の基本理念と基本目標

### 〔基本理念〕

認め合い <sup>みんな</sup>男女でつくろう  
輝く「しま」

男性も女性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる生き生きとした男女共同参画社会を目指します。

## 2 五島市男女共同参画計画の体系

### 〔基本目標〕

#### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女の活躍

職場、家庭、地域等あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。五島市の審議会等への女性委員の登用率は平成28年4月1日現在18.7%と低い状況にあり、政策や方針決定過程への女性の参画拡大が望まれています。女性の活躍の場を広げるため、働き方の改革や、家庭・地域社会における女性の参画拡大に取り組みます。

#### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

女性に対する暴力、職場におけるハラスメント等による人権侵害を容認しない社会風土の醸成や、女性の社会進出の拡大、晩婚化等の女性を取り巻く環境の変化に伴う女性の健康相談等の充実が必要です。また、生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。

#### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会を実現していく上では家事、育児、介護といった家庭生活と仕事の両立が必要です。そのためには育児、介護等への支援のほか、性差による固定的役割分担意識など、男女の社会参画への機会を拒むような社会制度や慣行を見直す必要があります。

## 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現のためには、広範にわたる様々な施策に取り組む必要があります。そのため、この計画を推進するにあたり、市の推進体制の整備や適切な進行管理を行う必要があります。

### 3 計画の性格・期間

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画になっており、また、国・県の計画や「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」をはじめとする各種関連計画との適合性を持ち、男女共同参画社会の形成を推進するための行動計画です。

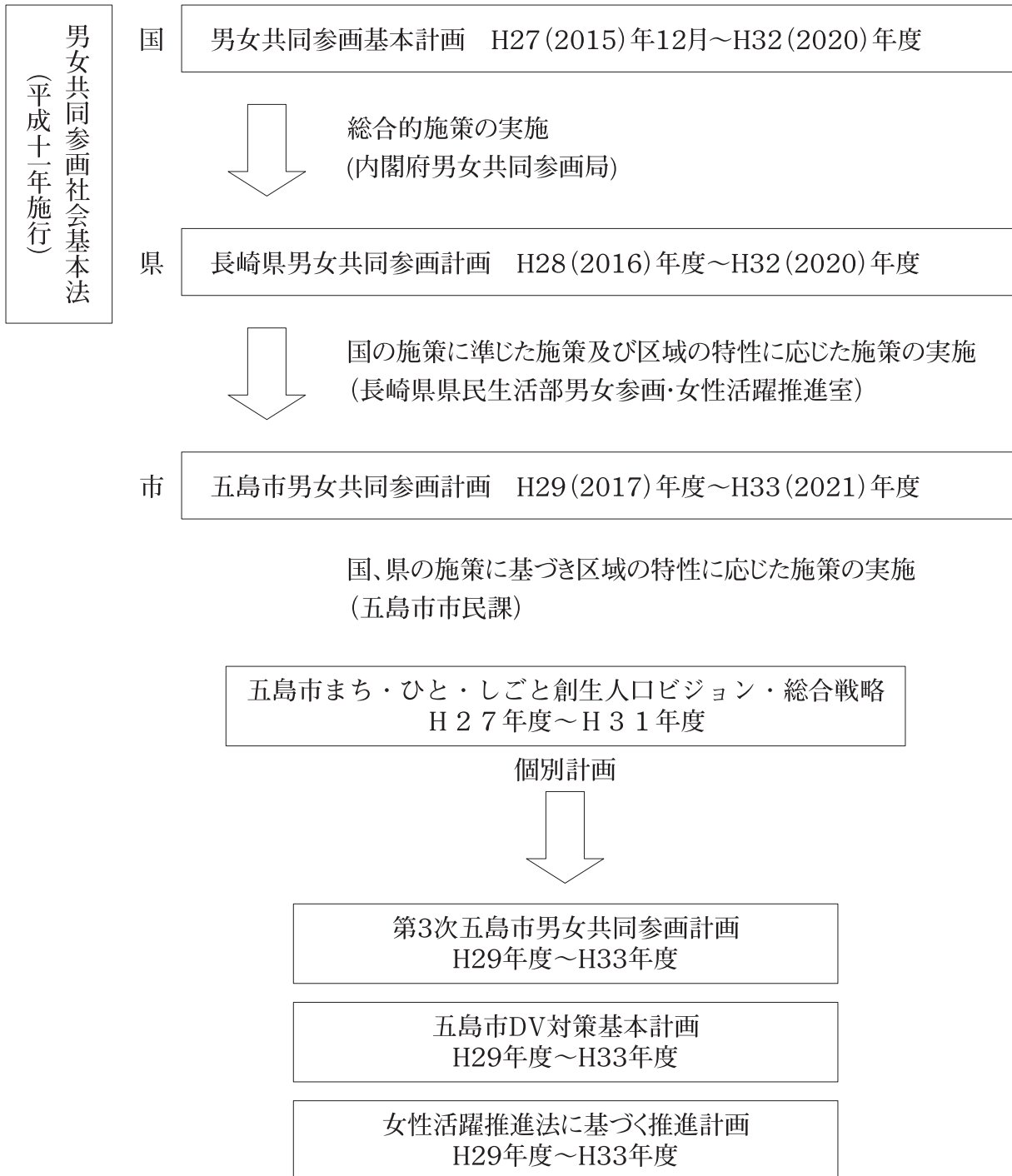
第3章基本目標Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ及び関連指標は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市の推進計画です。また、基本目標Ⅱ及び関連指標は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市の基本計画です。

本計画の期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢や環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。



## 計画の位置付け





## 【主要施策の目標指数】

	単位	現況値	目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 資料：市民課	(%)	76.1 (H27)	85.0 (H33)

参考：長崎県数値 現況値 79.2% (H27) 目標値 85.0% (H32)

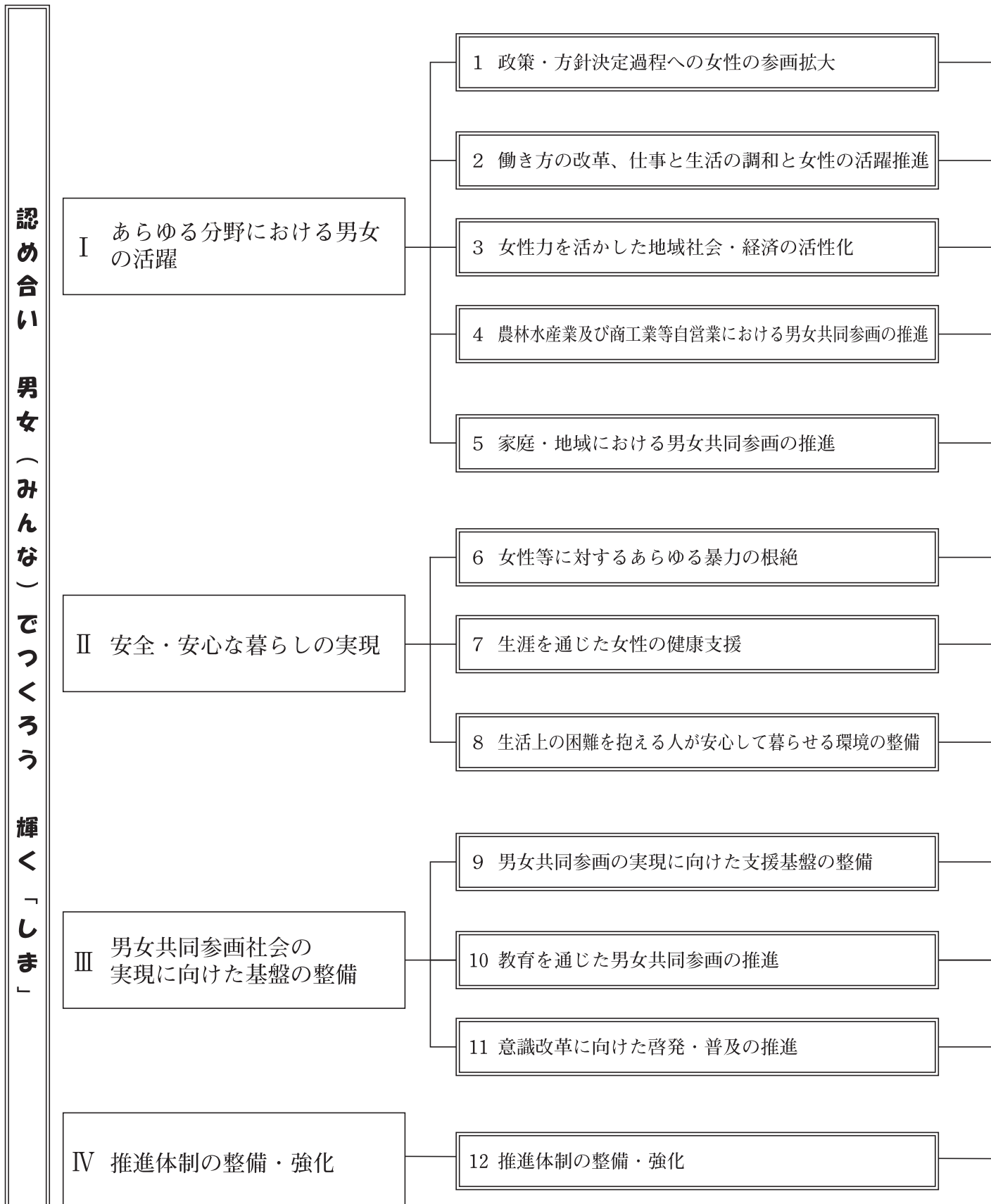
	単位	現況値	目標値
五島市審議会委員等の中の女性の割合 資料：市民課	(%)	18.7 (H28)	25.0 (H33)

参考：長崎県数値 現況値 34.0% (H26) 目標値 40.0% (H32)

# 計画の体系

(基本目標)

(施策の方向)



(具 体 的 な 施 策)

- (1) 審議会等の委員への女性の参画促進
- (2) 市における管理職等への女性の登用推進
- (3) 学習の機会及び方針決定過程への共同参画の推進

- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- (2) 女性のチャレンジへの支援

- (1) 女性の人材育成
- (2) 女性人材の情報収集と提供

- (1) 女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり
- (2) 農林・水産・商工分野における女性グループ活動の支援

- (1) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (2) 地域社会における男女共同参画の推進
- (3) 地域団体等との連携及び支援
- (4) 防災における男女共同参画の推進

- (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進
- (2) 人権を守る啓発運動の推進

- (1) 生涯を通じた心身の健康支援
- (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

- (1) ひとり親家庭の生活の安定と自立促進
- (2) 高齢者の生活安定と自立支援
- (3) 障がい者の生活安定と自立支援

- (1) 子育て支援策の充実
- (2) 介護支援策の充実
- (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

- (1) 男女共同参画に関する学習機会の提供
- (2) 男女平等意識を高める学校教育・保育の推進

- (1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

- (1) 市における推進体制の充実

## 第3章 基本目標と施策

基本目標Ⅰ	あらゆる分野における男女の活躍 .....	16
基本目標Ⅱ	安全・安心な暮らしの実現 .....	26
基本目標Ⅲ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 .....	34
基本目標Ⅳ	推進体制の整備・強化 .....	40



## 基本目標 I

## あらゆる分野における男女の活躍

男女が社会の対等な立場の構成員として、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会を築いていくためには、政策・方針決定過程の場への女性の積極的な参画を進めることが重要であり、そのような自覚・能力を持った女性の人材を多く育成できるような環境の整備を図る必要があります。

また、男女が積極的に社会へ参画していくためには様々な条件整備が必要ですが、現状はまだまだ十分とは言えません。女性が働き続けるためには出産・育児・介護など女性に偏りがちな負担を軽減する必要があります。男性に対し、より積極的な家庭的責任を果たすための意識改革を進めるなど、男女が共に働きやすい環境を整備することが必要です。

## 基本目標 I

## 施策の方向

あらゆる分野における  
男女の活躍

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の  
活躍推進

3 女性力を活かした地域社会・経済の活性化

4 農林水産業及び商工業等自営業における  
男女共同参画の推進

5 家庭・地域における男女共同参画の推進

## 施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定の場へ女性が参画し女性の意見が反映されることは、男女が互いに認め合いながら、個性を發揮し、より生活しやすい社会の形成につながります。しかし、五島市においては各種審議会・委員会等の政策・方針決定の場における女性の参画はまだまだ十分ではありません。

そのため、政策・方針決定過程をはじめとし、あらゆる分野への女性の参画を進め、女性の意見を反映させることができる環境づくりを行います。

### 具体的な施策

#### ① 審議会等の委員への女性の参画促進

本市における各種審議会等委員へ積極的に女性を登用するための庁内各課への呼びかけや、団体からの選出における女性の推薦について関係団体への協力を呼びかけます。

推進項目	事業名及び内容	所管課
プロジェクト等への女性の参画促進	政策・方針等を決定するプロジェクト等への女性の参画を促進する	関係各課
審議会等への女性の登用推進	市の各種審議会等の委員選出にあたっては、男女共同参画の視点から積極的に女性の登用を推進する。	各課・局・室等 各支所

#### ② 市における管理職等への女性の登用推進

市においては、平成28年3月策定の五島市特定事業主行動計画に基づいて、女性職員の職務、職域拡大を図り、管理職等への積極的登用を図ります。

推進項目	事業名及び内容	所管課
市における女性職員の育成と登用促進	五島市特定事業主行動計画に基づき、女性職員を対象とした研修の実施や外部研修への派遣、女性職員が働きやすい職場環境の整備を行い、女性職員の管理職等への積極的な登用を図る。	総務課



### ③ 学習の機会及び方針決定過程への共同参画の推進

農林水産業や商工業等自営業各分野に従事する女性の参画意識・能力を高め、女性の能力を適正に評価することにより、あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を関係団体との連携のもとに促進します。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
研修会・講演会などへの女性の積極的参加の促進	関係機関が行う能力の向上のための研修会などへの女性の積極的参加の促進を図る。	農業振興課 水産課 商工雇用政策課
方針決定過程への女性の参画促進	女性が経営に積極的に参加できるよう、意見を反映できる環境づくりに取り組む。	農業振興課 水産課



## 施策の方向 2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

以前は夫が働き、妻は専業主婦として家庭や地域を担うという姿が一般的でした。しかし、女性の社会進出の拡大や、社会情勢の変化に伴い、近年は「共働き世帯」が増加しています。

就業は生活をするうえでの経済的基盤となりますが、家事や育児、介護等の家庭生活は依然として性差による固定的な役割分担意識が残っており、今後は男女が協力して家事・育児・介護等に取り組めるよう、多様な働き方の普及、子育て支援など職場を取り巻く環境を整備し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が図られるよう努めます。

### 具体的な施策

#### ① 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

男女共同参画社会の実現のためには、男性や女性、あらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランスは必要不可欠なものです。その普及にはまだ時間が必要と思われま。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場における意識啓発や、育児休業、介護休業（注1）等、法制度の周知や様々な啓発を図ります。

推進項目	事業名及び内容	所管課
仕事と育児・介護等の両立のための職場環境づくりと各種制度の定着促進	長崎労働局、ハローワーク等の関係機関と連携して、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発と、より良い職場環境づくりに向けた各種休業制度の周知、過重労働防止等の情報発信に努める。	市民課 商工雇用政策課
介護支援のための環境整備の促進	介護負担が女性に集中することなく、社会で支えていける介護体制を維持し、地域包括支援センターの窓口相談業務において適切に対応する。	長寿介護課
子育て支援に関する情報の提供	仕事と育児の両立を図るため、子育て支援に関する相談窓口により子育てサービスの情報を提供し就労できる環境づくりを図る。	社会福祉課

（注1）育児休業、介護休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律で、育児休業については、1991年（平成3年）公布。翌年施行。子どもを養育する男女労働者が退職することなく仕事を続けられるよう、事業主に申し出ることにより、原則として子どもが1歳に達する日まで休業できる。

介護休業については、1995年（平成7年）公布、施行。労働者が事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族を介護するために、通算93日まで休業することができる。

## ② 女性のチャレンジへの支援

女性の再就職、起業など、女性が働きたい時に働けるような環境づくりを推進するとともに、女性が安心して子育てをしながら、再チャレンジできる社会の実現を目指します。また、女性があらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性を支援するための制度の活用や情報を提供していきます。

推進項目	事業名及び内容	所管課
女性の活動の場を広げる情報提供と支援	女性が様々な分野にチャレンジできる機会を増やすため、異業種間での意見交換会等を通じ、先駆的な取組事例の発表や情報の提供を行い、ネットワーク化を図れるよう支援する。	市民課
女性の創業支援	市起業支援補助金制度における女性及び若年層に対する加点審査や、市企業支援事業計画に基づく創業支援事業の情報提供を行う。	商工雇用政策課



## 施策の方向 3 女性力を活かした地域社会・経済の活性化

人口減少・少子高齢化が進み、地域の活力の低下が進行していく中で、女性をはじめとする多様な人材の活用による地域の活性化が必要です。

女性が多様な能力を身に付け発揮できるように、女性の能力の向上を目的とした講演会や学習機会の場を提供し、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的なリーダーとなりうる人材の育成に努めます。

### 具体的な施策

#### ① 女性の人材育成

女性が参加しやすい環境に配慮しながら、女性の能力開発促進のための研修会や講座等を開催し、女性の人材育成を図ります。

また、関係機関との連携により女性の就職につながる資格、免許取得を促進します。

推進項目	事業名及び内容	所管課
人材育成事業の充実	新たに活動しようとする女性人材に対し、国・県と連携して、女性リーダーの養成につながる研修会等を開催する。	市民課 生涯学習課
女性の能力向上を目指した講座の開催	国・県と連携して、女性の能力向上を目的とした講座を開催する。	市民課 生涯学習課
女性の就職につながる資格、免許取得に関する助成	就職につながる資格、免許取得に関する助成制度を創設し、女性、若者の資格等取得を促進し、就職につなげる。	商工雇用政策課
公共職業訓練、求職者訓練の女性参加促進	ハローワークと連携し、公共職業訓練、求職者訓練の情報提供を行い、女性受講生を増やし、市内就職率向上につなげる。	商工雇用政策課

#### ② 女性人材の情報収集と提供

県内、市内の様々な分野で活躍する女性の人材情報の収集や提供に努めます。

推進項目	事業名及び内容	所管課
女性人材情報の収集と提供	人材リストを作成し、講演会等の講師として女性人材の情報提供並びに広報・啓発に努める。	市民課

## 施策の方向 4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業といった自営業においては、女性が重要な役割を担っていますが、経営における女性の参画状況はいまだ十分といえません。女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるような就労環境の改善に努めます。

### 具体的な施策

#### ① 女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり

農林水産業及び商工業等の自営業に従事する女性が活躍できる環境づくりとして、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定（注1）の啓発を行うとともに、その働きに応じた所得が確保されるよう、経営者へ働きかけます。

推進項目	事業名及び内容	所管課
家族経営協定の普及促進	啓発活動を通じて、女性の適正な評価と就業条件の明確化を図るとともに夫婦共同経営の樹立を目指す。	農業振興課 水産課
経営者に対する啓発活動の推進	女性が、適正な報酬や就業条件が確保されるよう、啓発活動を通じて経営者へのはたらきかけを行う。	農業振興課 水産課

（注1）家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

#### ② 農林・水産・商工分野における女性グループ活動の支援

農林・水産・商工の各分野における女性グループの活動を支援することで、事業の活性化や、地場産品の開発、生産、加工販売まで行う6次産業化を積極的に推進し、各産業の所得アップを目指します。

推進項目	事業名及び内容	所管課
農業分野における女性グループ活動の支援	女性の加工グループである生活研究グループの地場産品を利用して商品開発や販路拡大のための活動を支援する。	農業振興課
漁業分野における女性グループの活動支援	関係団体や漁協婦人部が参画する漁師食堂の活動を支援する。	水産課
商工業分野における女性グループの活動支援	商工業分野における女性団体が主体となったチャリティ活動の活性化と、事業規模の拡大を支援する。	商工雇用政策課

## 施策の方向 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

地域活動が低下する中、男女がさまざまな視点で地域づくりや防災といった地域活動に参画し、地域の活性化に取り組むことが、安心して暮らせる環境づくりを推進するうえで重要となっています。特に、女性の視点からの防災組織、自治会等の意思決定の場への参画が期待されています。

### 具体的な施策

#### ① 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活における男女共同参画を促進するため、家族が協力して家事・育児・介護に取り組むよう啓発するとともに、男性が積極的に取り組めるような講座を開催します。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
家事・育児への男性参画促進の啓発	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビを通じて周知・啓発を図り、固定的役割分担意識の改革を促進する。また、おとこの料理教室や健康教室において男性の家事・介護への参画と自活能力の意識啓発に努める。	市民課 長寿介護課
家庭生活と介護等の両立に関する意識啓発と家族介護者の心身の負担軽減	家族介護教室を開催し介護者の負担軽減に努める。また、在宅介護を支援するための「紙おむつ給付事業」「家族介護慰労金支給事業」を継続する。	長寿介護課
家庭保育における男女共同参画の推進	五島市保育会より、土曜日や仕事が休みの日において、家庭保育実施の協力を依頼し保護者が子供とふれあう時間を増やすよう啓発する。	社会福祉課



## ② 地域社会における男女共同参画の推進

職場優先の意識・ライフスタイルを見直し地域社会へ参画することは、男女の豊かな生活や社会の活性化につながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図るとともに、町内会など地域における女性の参画拡大等について、啓発や情報提供を行います。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
地域社会における男女共同参画の推進	町内会など地域における女性の参画拡大等について、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて意識の啓発を図る。	市民課 生涯学習課
女性リーダーの育成支援	県や関係機関と連携して、あらゆる分野で活動する地域団体・グループへの支援や広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて情報提供を行う。	市民課 生涯学習課

## ③ 地域の団体等との連携及び支援

地域において、環境問題をはじめ、青少年の健全育成、福祉、消費者問題、防災など多岐にわたるボランティアに取り組んでいる団体活動の活性化により、男女共同参画の促進を図ります。

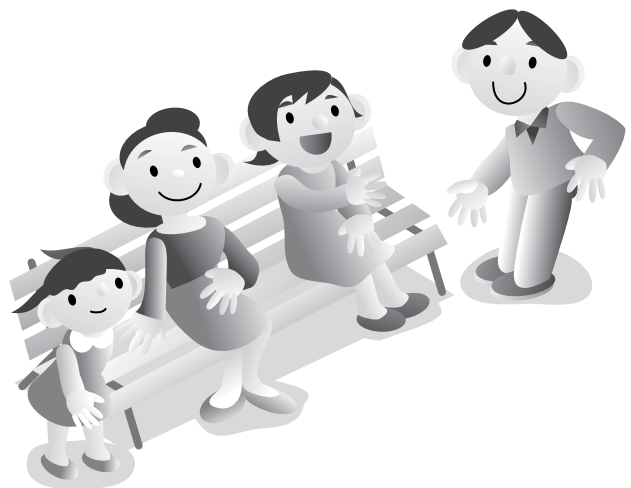
推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
地域活動に関する情報提供	年齢や性別にとらわれず、誰もが参加しやすい地域活動の支援をするため、公民館での窓口相談や広報紙等による情報提供を行う。	市民課 生涯学習課
地域ミニデイサービスの参加促進	新しい総合事業における地域ミニデイサービス（高齢者の通いの場）において元気高齢者の活躍の場を促進する。	長寿介護課
ボランティア活動の場の拡大と参加促進	ボランティア活動団体に対して各種セミナーや交流会、助成事業等を市ホームページで積極的に情報提供することにより、ボランティア活動の場の拡大と参加を促進する。	商工雇用政策課

④ 防災における男女共同参画の推進

防災・災害対策の方針や政策決定の場に女性視点を活用できるよう、女性の参画を促進し、防災施策の充実を図ります。

また、男女のニーズの違いを把握し、防災計画の策定等に反映させます。

推進項目	事業名及び内容	所管課
避難所等における配慮	避難所や防災ボランティア活動などの場において、睡眠スペース、脱衣スペースや仮設トイレ等について、女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図る。	総務課
男女共同参画の視点に立った防災対策の展開	男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図る。	総務課

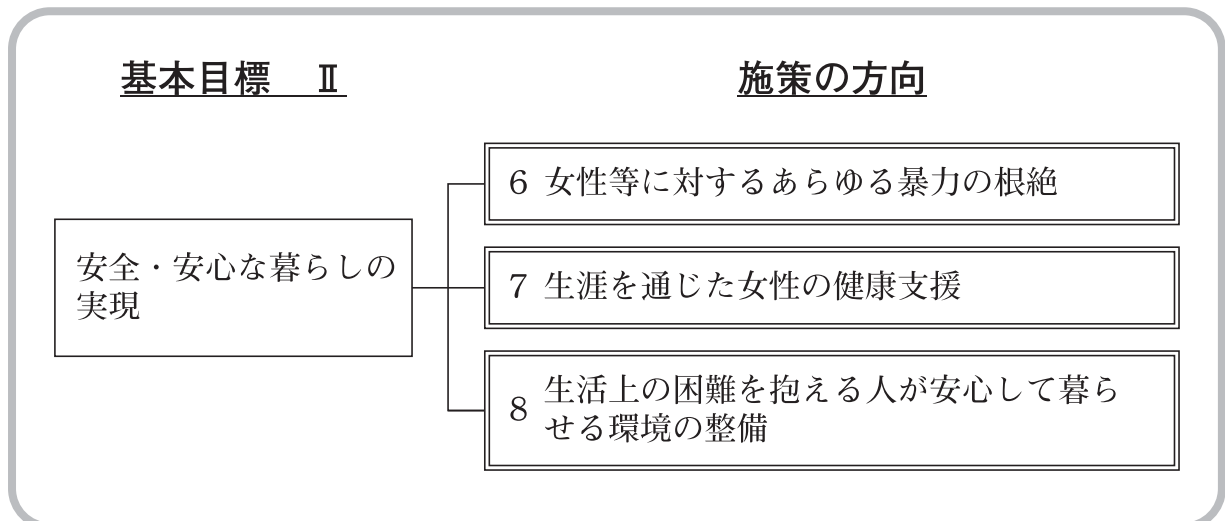


## 基本目標 II

### 安全・安心な暮らしの実現

暴力は、誰に対しても許されるものではなく、特に女性に対する暴力は、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に起因するという実態もあり、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題となっています。

このような女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会風土の醸成等根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法という。」をはじめとする関係法令について改正内容等の周知徹底や法を適用した厳正な対処に努めるとともに、被害者に対する相談支援体制の整備充実にも取り組む必要があります。



## 施策の方向 6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス(注1)(以下「DV」という。))やセクシュアル・ハラスメント(注2)(以下「セクハラ」という。)、パワー・ハラスメントなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会推進の妨げとなっています。

社会の中での様々な暴力を根絶するため、DV防止法をはじめとする関係法令についての周知徹底や、被害者に対する相談支援体制の充実にも取り組みます。

### 具体的な施策

#### ① 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進

女性に対する様々な暴力は、女性に恐怖と不安を与え、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらのあらゆる暴力やハラスメントを、職場等あらゆる場面で防止するために啓発活動を行うとともに、相談体制の強化を図ります。

推進項目	事業名及び内容	所管課
DV等に関する意識啓発の推進	あらゆる暴力の予防と根絶を目標に、被害者の立場、プライバシーに配慮しながら、広く意識啓発活動に取り組む。	市民課 社会福祉課
職場等のあらゆる場面に於けるハラスメントの防止	ハラスメントが発生しない環境づくりを推進したり、ハラスメント防止マニュアルを作成し、職員へ周知する。また、相談体制の充実を図る。	総務課 市民課
DV等に関する相談支援の充実	DV関連相談に従事する担当職員の資質の向上を図り、被害者が安心して支援を受けられることができる環境整備を行う。	市民課 社会福祉課
高齢者の虐待への対応強化	高齢者へ対する配偶者等による、あらゆる虐待に対する相談に対応し事件の防止と早期解決を図る。	長寿介護課

(注1) DV(ドメスティック・バイオレンス)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的には、「配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。

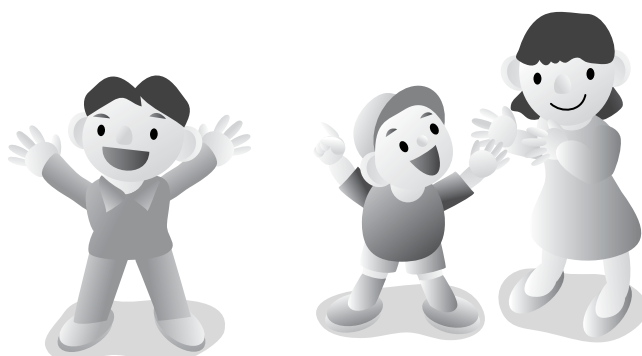
(注2) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。特に、職場においては、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けることや性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」とされている。

## ② 人権を守る啓発運動の推進

男女がお互いの権利を正しく理解し尊重し合うとともに、生涯にわたり協力して、男女共同参画社会を形成していくことができるよう、人権に関する研修会の開催や啓発を推進します。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
人権に関する意識の啓発	人権フェスティバル等、誰もが参加できる研修会の実施など、人権に関する意識の定着を図るため、広報活動の一層の充実を図る。	市民課 生涯学習課
人権侵害を社会全体で防止する機運の醸成	広報紙に加え、各機関が発行する小冊子・リーフレットによる人権侵害の防止・意識改革の啓発を行う。	市民課



## 施策の方向 7 生涯を通じた女性の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の疾病の可能性など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)(注1)の視点が重要です。

そこで、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。

### ① 生涯を通じた心身の健康支援

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康をめぐる問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め、女性が安心して相談できる体制の充実に努めます。また、乳がんや子宮がんから女性を守るため、健診受診率の向上を図ります。

推進項目	事業名及び内容	所管課
男女の健康保持のための健康教育、相談・指導の充実	家庭での健康づくりに活かすために、食生活改善推進員を養成する。健康政策課が行う事業の中でライフサイクルに応じた保健指導を行う。	国保健康政策課
女性特有のがんの予防対策の実施	乳がん(40歳以上)や子宮がん(20歳以上)から女性を守るため、検診を実施する。さらに30歳代の乳がん検診を実施する。	国保健康政策課

(注1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、1994年(平成6年)の国際人口/開発会議の「カイロ宣言及び行動計画」及び1995年(平成7年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)とは、「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされている。

## ② 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

妊娠・出産、子育てに関する正しい知識や情報を男女が身に付けることができるよう研修会等を開催するとともに、相談体制の充実を図ります。また、不妊に悩む方等への支援を行います。

推進項目	事業名及び内容	所管課
妊娠・出産に係る女性への支援	妊娠・出産・子育てに関わる悩みの相談に応じ、乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなど、子育てに関する指導・助言を行う。また、不妊に悩む人に対して、安心して相談できる体制の充実に努め、高額な治療費を要する不妊治療に対して県の助成事業に追加して経済支援を行う。	国保健康政策課
安心して妊娠・出産・育児ができる母子保健医療の充実	思春期、妊娠・出産・育児期など生涯にわたって女性特有の健康をめぐる問題について身体的問題のみならず心の悩みも含め、女性が安心して相談できるよう関係部署が連携するとともに、産後うつ等に関する、必要な支援を行う。	国保健康政策課
妊娠・出産・育児についての学習機会の提供	母親教室を開催し、妊婦やその夫が妊娠・出産・育児についての知識を得るための機会として、学習の場を提供する。また、子育ての知識や情報提供を行い、家庭における子育ての能力の向上を図る。	国保健康政策課 社会福祉課
離島地域在住者の出産にかかる女性への支援	産科医療機関のない離島の妊婦の出産に要した費用の経済的負担の軽減を図るために、交通費や宿泊費等の経費を助成する。	社会福祉課



## 施策の方向 8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

最近増加してきているひとり親世帯、特に母子世帯については、経済的に厳しい状況にあります。また、父子家庭の男性が地域で孤立するなど生活上困難な状況に陥りやすいとの報告があります。ひとり親家庭の生活安定と自立促進については、母子家庭だけではなく父子家庭への支援策の充実が必要です。

高齢化社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女の自立し誇りを持った社会参画が促進されるとともに、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築が必要です。

障がいのある人については、社会参加や雇用機会の確保において、いまだに厳しい状況にあります。障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、あらゆる社会活動に参加できる平和な共生社会の実現を目指す必要があります。

### 具体的な施策

#### ① ひとり親家庭の生活の安定と自立促進

子育てと生活の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就労支援等一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
ひとり親家庭の生活と自立支援	ひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しつつ、きめ細かな就労支援を行う。	社会福祉課

## ② 高齢者の生活安定と自立支援

高齢者が地域で経済的・社会的に自立した生活を安定して送れるよう、就労支援や生活環境整備、必要な支援・サービスなどの提供に努めます。

また、地域ミニデイサービスを活用した健康づくりの対策を進め、シルバー人材センターの活動を支援することにより高齢者自身が持っている能力を十分活用し、様々な形で社会に参画できるような機会を提供します。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
安心して安全な生活ができる環境整備	高齢者のニーズに沿った、バリアフリー(注1)化、ユニバーサルデザイン(注2)の推進を図るとともに、心の中のバリアフリー化の周知・啓発に努める。	全課、局、室等各支所
安心して安全な生活ができる環境整備	高齢者見守りネットワークにより、地域での見守り体制を強化する。	長寿介護課
健康づくりの推進	高齢者の健康づくりの推進と介護予防に向けた介護予防事業や、男性高齢者の地域ミニデイサービスへの参加を促進する。	長寿介護課
生きがいつくりの支援	高齢者の持つ能力を発揮し社会に参画しているシルバー人材センターの活動を支援する。また、放課後子供教室や土曜学習での講師として、高齢者を起用する。	長寿介護課 生涯学習課

(注1)バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として使われ、建物内の段差解消等、物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

(注2)ユニバーサルデザイン

文化・言葉・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何に問わず利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

③ 障がい者の生活安定と自立支援

障がいのある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる「共生社会」の実現に向け、障がいのある人に対する差別を禁止するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解促進及び建築物・道路等のバリアフリー化などを総合的に推進します。

推進項目	事業名及び内容	所管課
安心して安全な生活ができる環境整備	障がい者のニーズに沿った、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図るとともに、心の中のバリアフリー化の周知・啓発に努める。	全課、局、室等 各支所
障がいのある人への支援	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律等を踏まえて、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた取組を推進し、相談、就労支援の体制等の充実に努める。	社会福祉課



## 基本目標 Ⅲ

### 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

社会経済の状況が急速に変化し、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画の視点に立ち、男女が共にライフスタイルを柔軟に選択しながら、ともに仕事と家庭に関する責任を担うことのできる社会の構築が必要です。育児・介護の支援体制はその重要な基盤であることから、安心して子育てができる環境の整備や、介護に関するニーズを把握し、生活支援サービスを創出します。

#### 基本目標 Ⅲ

#### 施策の方向

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

9 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

10 教育を通じた男女共同参画の推進

11 意識改革に向けた啓発・普及の推進



## 施策の方向 9 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

家事・育児・介護といった家庭生活の場において、女性の負担を軽減し、男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう、各種サービスに関する情報提供や環境整備に努めます。

### 具体的な施策

#### ① 子育て支援策の充実

子育て家庭の交流、育児に関する相談対応・情報提供などを行う地域子育て支援拠点及び地域における育児等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの利用促進など、子育て支援サービスの充実を図ります。

推進項目	事業名及び内容	所管課
利用者のニーズに対応した保育サービスの充実	延長保育等の推進、施設の改修等により、保育環境・サービスの充実を図る。	社会福祉課
子育て支援に関する情報提供	子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、地域の子育て情報の提供や助言を行う。	社会福祉課
子育てグループや地域団体などの活動支援	地域において広く子育て支援を行うための活動について支援を行う。	社会福祉課
放課後児童の実情に応じた支援体制の充実	保護者が仕事などで家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後等家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、「遊び」及び「生活」を通して子どもの健全育成を図る。	社会福祉課
ファミリー・サポート・センターの利用の推進	育児又は家事の援助を行いたい者および育児又は家事の援助を受けたい者が行う相互の援助活動のあっせん、調整等を行う。	社会福祉課

## ② 介護支援策の充実

地域支援事業において、家族介護教室などにより介護者の心の悩みを相談できる体制を推進し、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実に努めます。

推進項目	事業名及び内容	所管課
在宅介護の負担軽減のための生活支援サービスの充実	高齢者及び介護者へニーズ調査を行い、各地区で求められる生活支援サービスを創出する。	長寿介護課
社会的支援制度の普及促進	家族介護教室を開催し介護者の負担軽減に努める。また、在宅介護を支援するための「紙おむつ給付事業」「家族介護慰労金支給事業」を継続する。	長寿介護課

## ③ 男女共同参画に関する相談体制の充実

性別による固定的な役割分担意識に起因する悩みなどに関する一般相談窓口等、相談体制の充実を図ります。

推進項目	事業名及び内容	所管課
男女共同参画に関する相談体制の充実	夫婦・家庭等に関する悩みへの一般相談について関係機関との連携を強化し体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知広報により利用促進を図る。	市民課



## 施策の方向 10 教育を通じた男女共同参画の推進

人が生まれて成長する過程では、周囲との交わりの中からその影響を受けて個性が形成され、考え方が確立されます。そして、周囲の人々の多様な個性を認めながら、ともに生きていくためには、性別に基づく固定化された意識を見直し、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばせるよう、男女平等意識と自立能力の育成の推進が必要です。地域や職場において講座等の学習機会を設け、ライフ・ステージ（注1）の変化に見合った社会参画の機会が男女ともに生涯を通じて確保されることを目指します。

また、学校教育を通じた男女共同参画への理解促進は、将来の男女共同参画社会の実現に向けた基盤となるものであり、次代を担う子どもたちが、個性と能力を十分に発揮し、ジェンダー（注2）にとらわれない多様な選択を可能にするための教育・学習の充実が必要です。

### 具体的な施策

#### ① 男女共同参画に関する学習機会の提供

様々な社会教育の機会での男女共同参画への理解促進は、将来の男女共同参画社会の実現に向けた基盤となるものであり、すべての世代において個性と能力を十分に発揮し、性別にとらわれない多様な選択を可能にするための教育・学習の充実が必要です。男女平等意識を高め、男女共同参画社会の形成を推進するとともに、自己実現を可能にするための生涯学習の振興を図ります。

推進項目	事業名及び内容	所管課
社会教育における共同参画の推進	地域における公民館講座や女性学級等を通じ、学習機会の提供と人材育成を図り、男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進する。	生涯学習課
男女の自立促進と学習機会や情報の提供	学校、家庭、地域、職場あらゆる分野において相互の連携を図りつつ、学習機会や情報の提供に努める。	市民課 生涯学習課

（注1）ライフ・ステージ

人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階。

（注2）ジェンダー

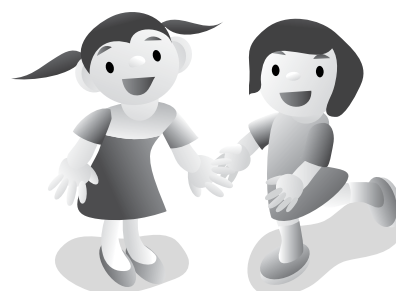
「男らしさ、女らしさ」等、それぞれの性にふさわしいとされる行動や態度など、社会的文化的に形成された性別のこと。生物学的な差異に基づく男女の性別とは区別する。



## ② 男女平等意識を高める学校教育・保育の推進

保育所・幼稚園及び学校において、子どもたちの発達段階に応じ、教材等に適切な配慮をして、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を行います。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
保育所・幼稚園等における男女平等を推進する保育の推進	児童の発達状況に応じ児童の自主性を尊重した保育を実施し、絵本や玩具などの使用及び持ち物や服装などの決め付けによる固定的な性差別を助長することが無いよう働きかける。	社会福祉課 学校教育課
学校における男女平等を推進する教育・学習の推進	児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、特別の教科道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導を行う。	学校教育課
保育士の意識の向上	児童の健やかな成長を支える保育士の研修等の取り組みを促進する。	社会福祉課
教職員の意識の向上	県義務教育課、県人権同和対策課、市人権教育協議会、市等主催の研修会に積極的に参加するとともに、人権教育に関する校内研修を実施する。	学校教育課



## 施策の方向 11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

少子高齢化の進行に伴う労働人口の減少や、子育てや介護により仕方なく家庭の中に埋もれていた女性の労働力を社会で生かすことを目的として、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度が整備されてきています。それでも、「男は仕事、女は家庭」といった考え方や、ジェンダー（社会的性別）に基づいた偏見や性別役割分担意識は、未だに社会の中に根強く残っており、このことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっています。

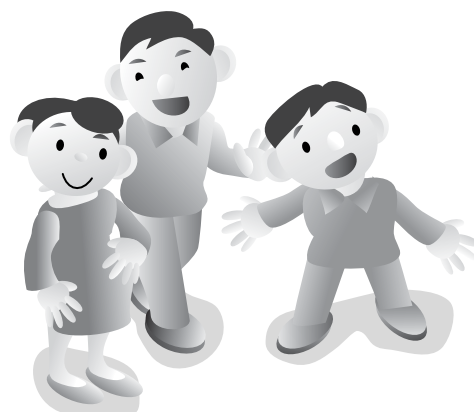
職場、家庭、地域といった様々な場において、社会制度や慣行を見直す機会を増加させるとともに、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を図っていく必要があります。

### 具体的な施策

#### ① わかりやすい広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する理解が深まるよう広報紙やケーブルテレビ、ホームページなどの広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開します。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
多様な媒体を活用した啓発活動の充実強化	男女共同参画に関する理解が深まるよう広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどのあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開する。	市民課 情報推進課
学習機会の充実、研修の実施	男女共同参画を推進するための講座や研修会等を開催する。	市民課 生涯学習課



## 基本目標 IV

### 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現には、各政策目標における広範かつ多岐にわたる具体的な取り組みを展開する必要があります。そのため、この計画を推進するにあたっては、市の推進体制の整備や適切な進行管理を行うとともに、県や関係機関との連携を強化し、市民の理解と協力を得ながら、総合的かつ効果的に取り組みます。

#### 基本目標 IV

#### 施策の方向

推進体制の整備・強化

12 推進体制の整備・強化



## 施策の方向 12 推進体制の整備・強化

男女共同参画を総合的に推進していくためには、計画を主管する市民課のみならず、広く庁内において関係各課が連携する必要があります。

庁内における推進体制の整備を図るために積極的な働きかけを行うとともに、関係各課の連携の強化に取り組みます。

また、市民や各種関係団体等のご理解とご協力を得て、男女共同参画社会の実現に向けた取組が広がっていくよう、積極的な情報発信を行っていきます。

### 具体的な施策

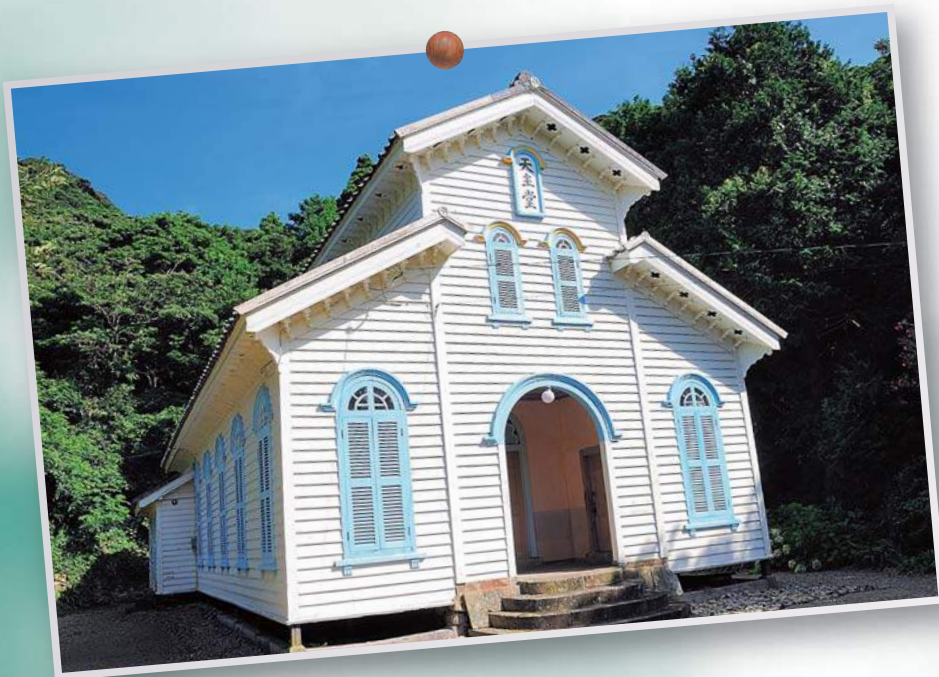
#### ① 市における推進体制の充実

市において、男女共同参画にかかる多岐にわたる具体的な取組を行うため、庁内、市民や関係機関との連携を図り、各種施策の効率的な推進を図ります。

推 進 項 目	事業名及び内容	所 管 課
男女共同参画推進委員会の運営	男女共同参画社会の実現をめざし、関連する施策を総合的に推進するため、庁内に市民生活部長を委員長とする「男女共同参画推進委員会」及びその下部組織として「幹事会」を設置しており、関係各課との連携を取りながら、計画の進捗状況の把握と情報の共有を行い、計画の確実な推進を図る。	市民課
男女共同参画審議会の運営	男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議する機関として各分野の有識者で構成する「男女共同参画審議会」を設置しており、定期的に審議会を開催し、計画の推進を図る。	市民課

## 第4章 計画の推進

1 庁内の横断的な推進体制の整備 .....	44
2 市民との連携 .....	44
3 男女共同参画に関する調査、情報収集 .....	44
4 計画の進行管理 .....	44



計画を総合的、効果的に推進するために、市の各部門が連携して推進と進捗状況の把握にあたるとともに、国・県・関係諸機関等との情報交換等の連携強化を図ります。

また、市民に対しては、本計画内容の理解を求め、男女共同参画社会実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

## 1．庁内の横断的な推進体制の整備

男女共同参画推進委員会を中心として、各部門間の連携を図りながら、施策を推進するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深め、自ら推進役となることができるよう、研修や情報提供の充実を図ります。

## 2．市民との連携

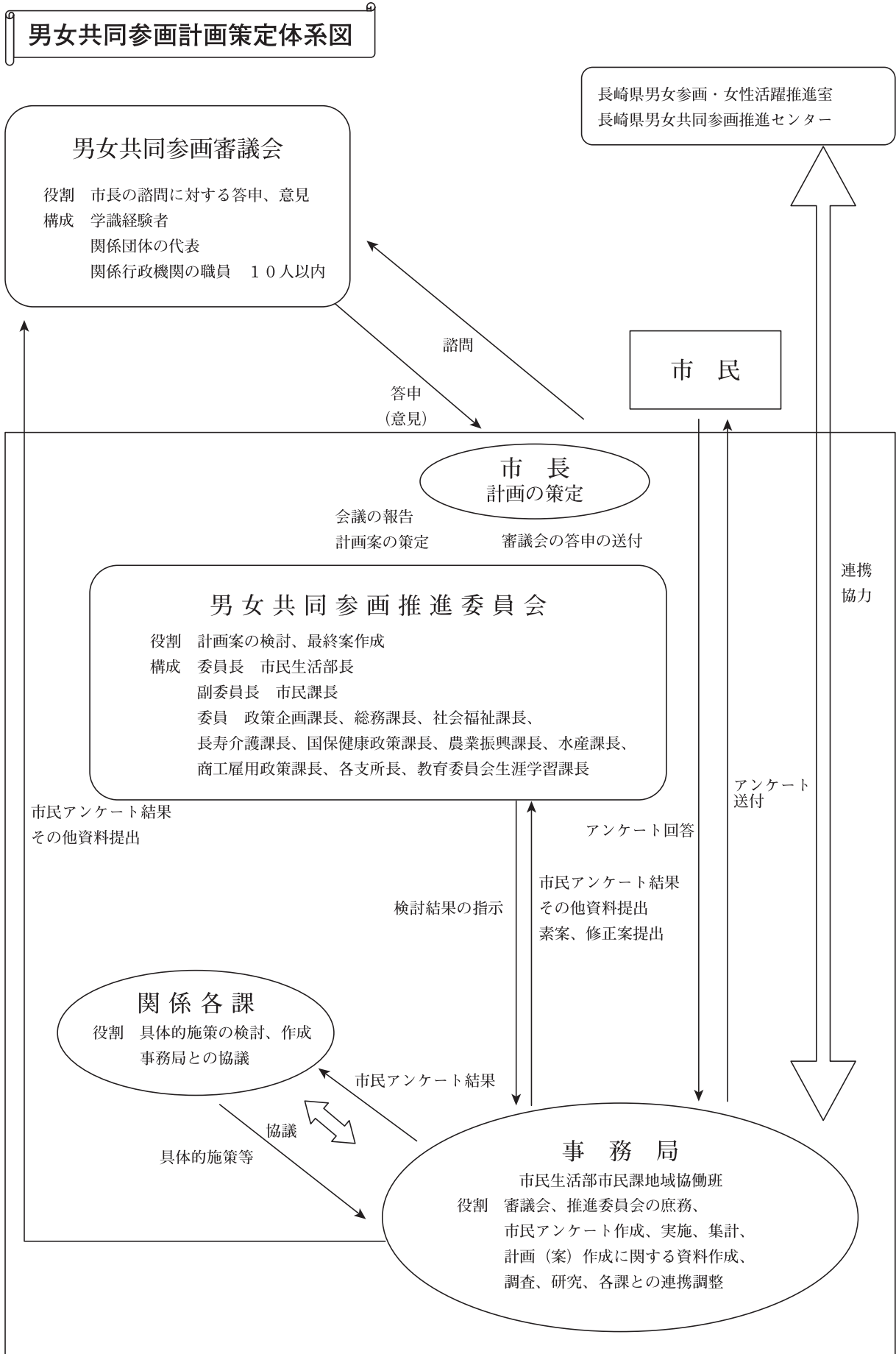
広く市民の意見を聴取するため、定期的に五島市男女共同参画審議会を開催し、計画の推進を図ります。

## 3．男女共同参画に関する調査、情報収集

男女共同参画の現状と問題点を把握するために調査、情報収集を行い、施策の見直し、企画立案に努めます。

## 4．計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況を把握し、その成果等について研究するとともに、結果を公表するなど進行管理を行います。

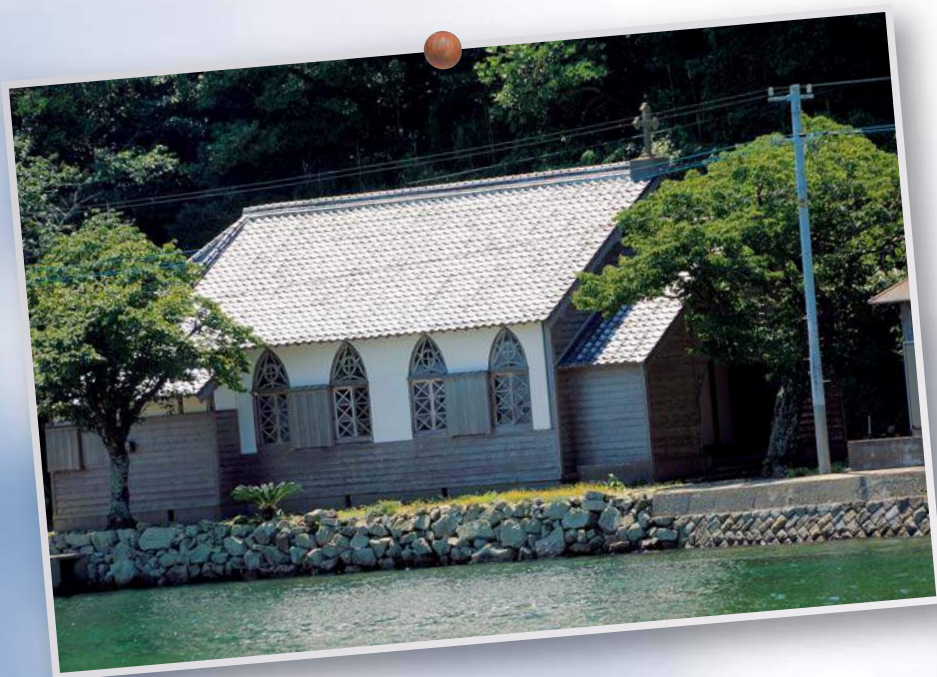




第5章

計画の進捗状況を  
図るための指標

計画の進捗状況を図るための指標 ..... 48



## 計画の進捗を図るための指標

項目	基準値	基準年度	目標値	達成年度	所管課	参照ページ
五島市審議会委員の中の女性の割合	18.70%	H28	25%	H33	市民課	P17
五島市役所の中の女性の割合（医師、指導主事及び消防吏員を除く。）	26.80%	H28	30%以上	H33	総務課	P17
管理監督職（係長級以上）の女性職員の割合（医師、指導主事及び消防吏員を除く。）	13.70%	H28	30%以上	H33	総務課	P17
五島市役所管理職（課長級）の中の女性の割合（医師、指導主事及び消防吏員を除く。）	3.60%	H28	6%程度	H33	総務課	P17
女性農業者を対象とした研修会の開催数	3回	H28	3回	H33	農業振興課	P18
商工会・商工会議所主催の各種講演会・講演会等参加者の女性の割合	-	-	60%	H33	商工雇用政策課	P18
仕事と育児・介護等の両立支援に関する広報媒体を利用した情報発信回数	-	-	15回	H33	商工雇用政策課	P19
創業支援事業計画に基づく創業セミナーにおける女性参加者数	2名	H28	3名	H31	商工雇用政策課	P20
女性の能力向上を目的とした働く婦人の家での講座開催数	12回	H28	12回	H33	生涯学習課	P21
県との共催によるリーダー育成講座の実施回数	2年に1回	H28	2年に1回	H33	生涯学習課	P21
資格、免許取得に関する助成制度による就職者のうち女性の割合	-	-	50%	H33	商工雇用政策課	P21
公共職業訓練、求職者訓練の女性受講者の市内就職率	75%	H28	100%	H33	商工雇用政策課	P21
家族経営協定の協定締結数	3件	H28	5件	H33	農業振興課	P22
家族経営協定の漁業経営者に対する啓発活動	2件	H28	3件	H33	水産課	P22
生活研究グループの研修会開催及び行事等でのPR活動数	4回	H28	6回	H33	農業振興課	P22
おとこの料理教室での新規受講者の数	4人	H28	4人	H33	長寿介護課	P23
家族介護教室の男性受講者の参加割合	4%	H28	20%	H33	長寿介護課	P23
男女がともに担う地域活動意識に関する各種会合やフェイスブック等による啓発活動	随時	H28	随時	H33	生涯学習課	P24
ボランティア活動に関する広報誌等による情報提供掲載数	6回	H28	6回	H33	生涯学習課	P24
地域ミニデイサービスの有償ボランティア数	150人	H28	200人	H33	長寿介護課	P24
ボランティア活動に関する地域リーダー等へのフェイスブック等による啓発活動	随時	H28	随時	H33	生涯学習課	P24
ボランティアに関する各種セミナー・交流会・助成事業等を市ホームページで情報提供する回数	5回	H28	20回	H33	商工雇用政策課	P24
女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントに関する広報誌、ホームページなどでの発信回数	1回	H28	1回	H33	市民課	P27
DVに関する研修会への参加数	2回以上	H28	2回以上	H33	社会福祉課	P27
DVに関する情報の周知・啓発を行う回数	1回	H28	2回	H33	社会福祉課	P27
人権フェスティバルの開催回数	1回	H28	1回	H33	市民課	P28
人権に関する研修会の実施数	1回	H28	1回	H33	生涯学習課	P28

I あらゆる分野における女性の活躍

II 安全・安心な暮らしの実現

項目	基準値	基準年度	目標値	達成年度	所管課	参照ページ	
Ⅱ安全・安心な暮らしの実現	食生活改善推進員養成者数	12人	H28	12人	H33	国保健康政策課	P29
	健康相談来所者数	80人	H28	100人	H33	国保健康政策課	P29
	乳がん検診（40歳以上）の受診率	25%	H28	43%	H33	国保健康政策課	P29
	子宮がん検診（20歳以上）の受診率	20%	H28	37%	H33	国保健康政策課	P29
	不妊治療助成を受けた男女の数	延10回	H28	延15回	H33	国保健康政策課	P30
	母親教室に参加する男女の数	100人	H28	100人	H33	国保健康政策課	P30
	地域子育て支援センターによる支援施設数	4箇所	H28	4箇所	H33	社会福祉課	P30
	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定人数	4人	H28	5人	H33	社会福祉課	P31
	地域ミニデイサービスの男性利用者の割合	5%	H28	30%	H33	長寿介護課	P32
	見守り協定締結事業者数	35	H28	37	H33	長寿介護課	P32
	研修会や自立支援協議会等への参加及び開催回数	6回以上	H28	6回以上	H33	社会福祉課	P32
	放課後子供教室や土曜学習での講師としての高齢者の起用	随時	H28	随時	H33	生涯学習課	P32
	男女平等教育に関する公民館等の講座数	1回	H28	3回	H33	生涯学習課	P32
Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	児童クラブ数	11クラブ以上	H28	11クラブ以上	H33	社会福祉課	P35
	子育て活動支援団体数	2団体	H28	2団体	H33	社会福祉課	P35
	子育て支援センターの情報発信回数	10回以上	H28	10回以上	H33	社会福祉課	P35
	ファミリー・サポート・センターにおける研修会開催及びPR活動数	12回	H28	12回	H33	社会福祉課	P35
	保育所入所待機児童数	0人	H28	0人	H33	社会福祉課	P35
	男女の自立促進に関する情報のフェイスブックでの情報提供数	20回	H28	20回	H33	生涯学習課	P37
	保育士向け研修会等の開催回数	5回以上	H28	5回以上	H33	社会福祉課	P38
	人権教育に関する校内研修の実施率	92%	H28	100%	H33	学校教育課	P38
	教育課程の完全実施	100%	H28	100%	H33	学校教育課	P38
	男女共同参画に関する情報の広報誌、ホームページなどでの発信回数	2回	H28	2回	H33	市民課	P39
公民館活動等の地域活動での啓発	随時	H28	随時	H33	生涯学習課	P39	

## 参考資料

2015 男女共同参画市民意識調査実施概要 .....	52
五島市男女共同参画審議会条例 .....	73
五島市男女共同参画審議会委員名簿 .....	75
五島市男女共同参画推進委員会規程 .....	76
男女共同参画社会基本法 .....	78
長崎県男女共同参画推進条例 .....	84
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	89
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	98
男女共同参画の推進に関する年表 .....	110
用語解説 .....	117



## 2015 男女共同参画市民意識調査実施概要

### 1. 調査の目的

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けて、五島市における『男女共同参画計画』の策定及び推進を図るうえでの参考とすることを目的とする。

### 2. 調査設計

- (1)調査対象地域 五島市内全域
- (2)調査対象 五島市に在住する20歳以上70歳未満の男女
- (3)標本数と抽出方法 「住民基本台帳」から男女500名を無作為に抽出
- (4)調査の方法と時期 郵送法による発送・回収、平成27年11月に実施
- (5)回収率

全体 160人 (32.0%)

男性 73人 (45.6%)

女性 87人 (54.4%)

#### (6)分析上の事項

- ・原則として回答者数を基数とした百分率であらわし、小数第2位を四捨五入した。  
このため、合計が100%にならない場合もある。
- ・回答対象者が限定される設問については、対象者を基数として算出している。
- ・2つ以上の複数回答ができる設問では、回答率が100%を超えることがある。

### 3. 調査項目

回答者の属性

男女平等感について

家庭生活について

子どもの育て方について

就労について

社会活動について

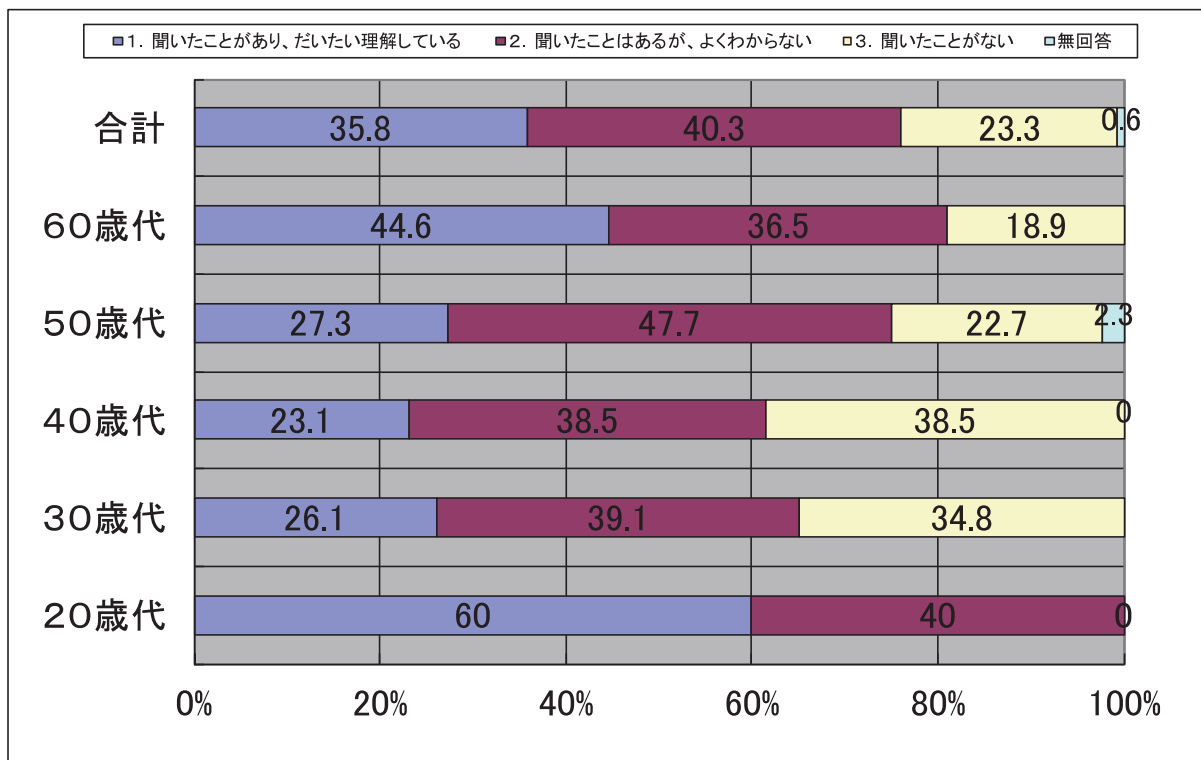
人権について

DV(ドメスティック・バイオレンス)について

## 男女平等感について

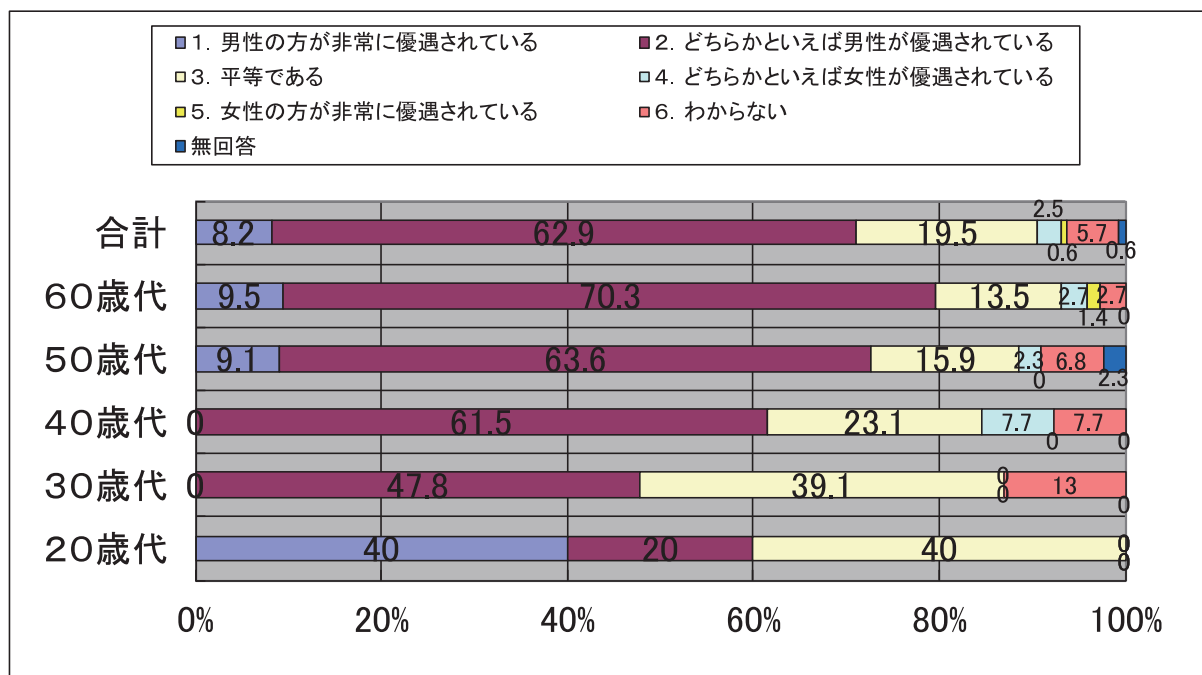
「男女平等参画社会」の認知度

あなたは、「男女共同参画社会」ということについて聞いたことがありますか



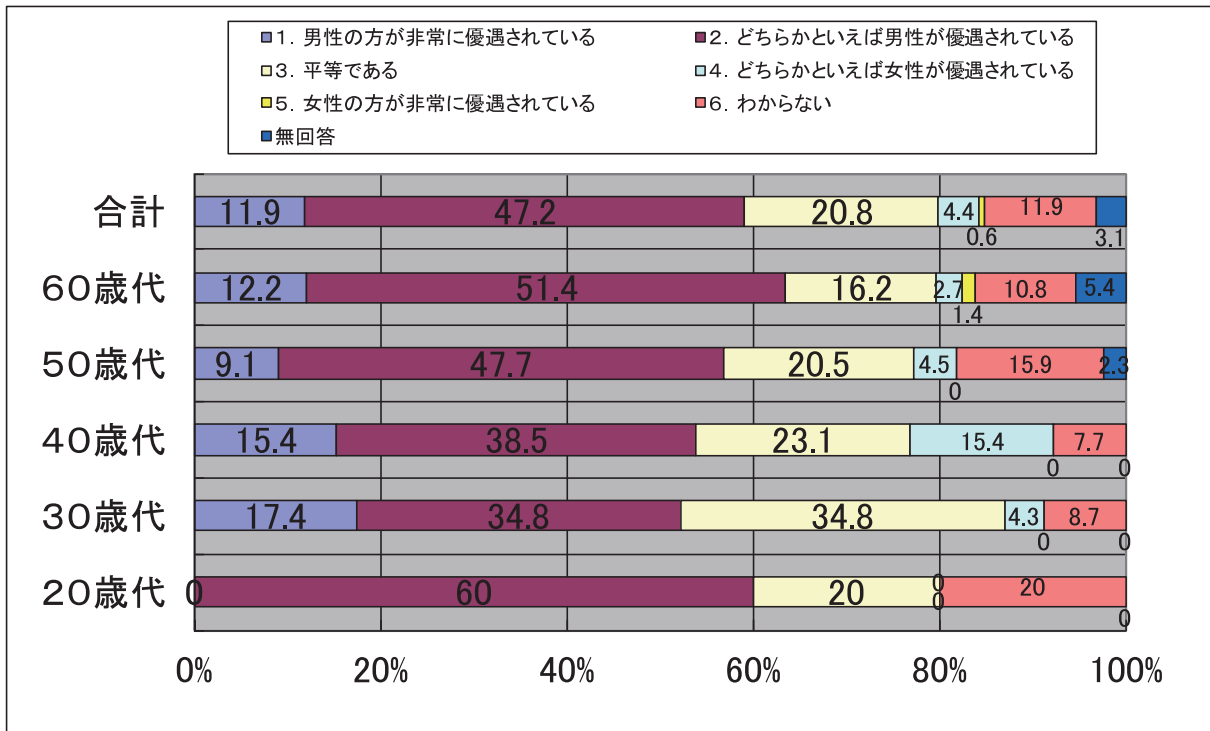
約76%が「男女共同参画社会」ということについて聞いたことがあるという結果になった。

あなたは、次の分野において男女の地位は平等になっていると思いますか  
○家庭生活の中で



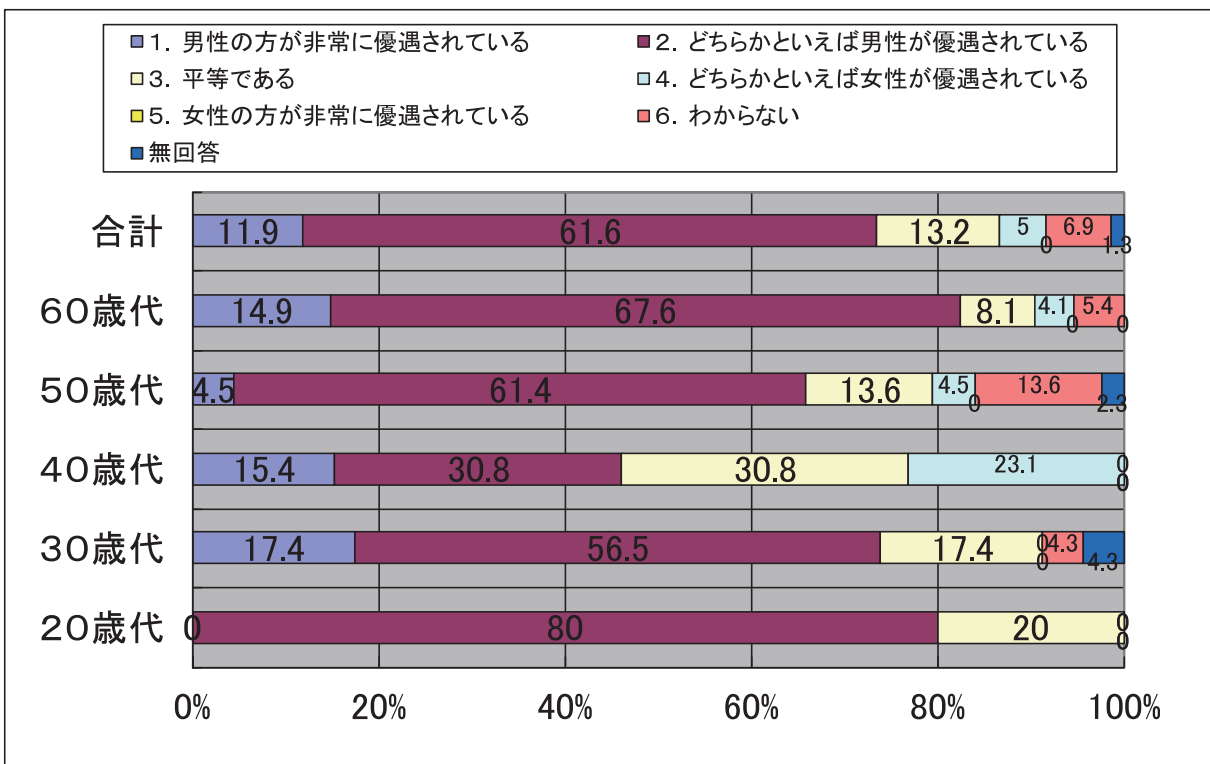
「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせると71.1%で、依然として男性優遇の意識が強く、前回調査よりその傾向が強くなった。

○職場において



「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせると59.1%で、前回調査より2%程度改善されている。

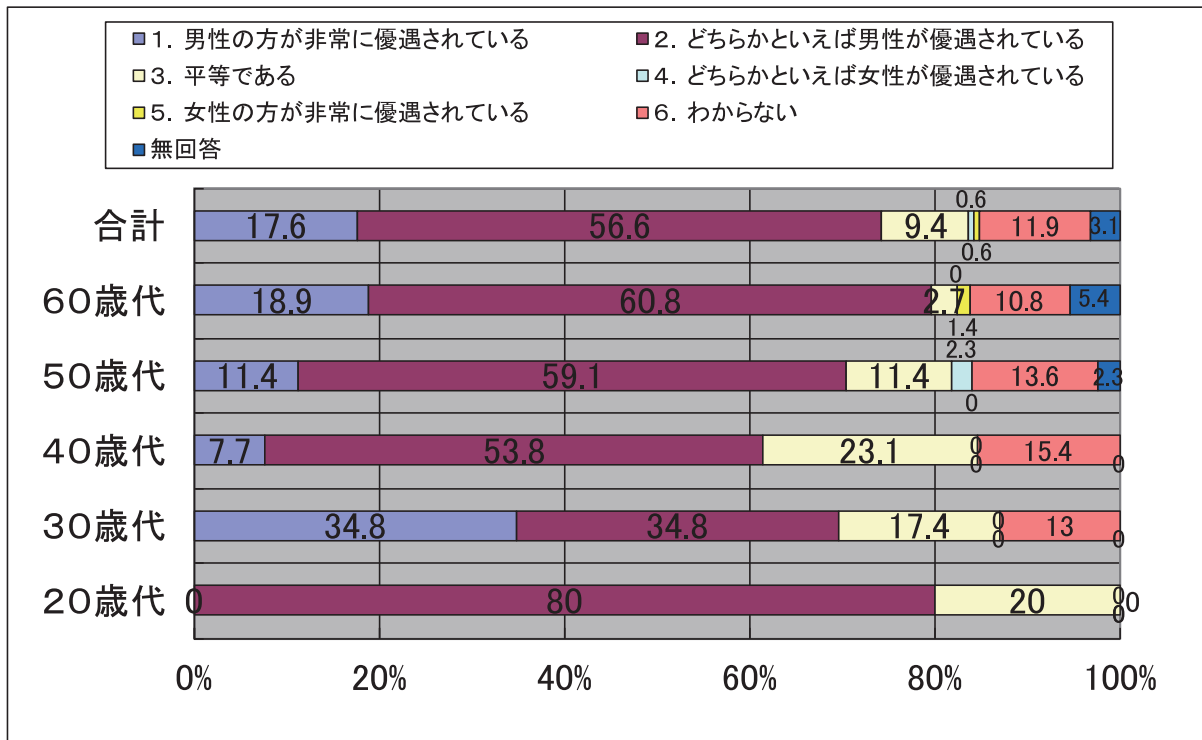
○地域社会の中で



40歳代で「平等である」の割合が約20%増加している。

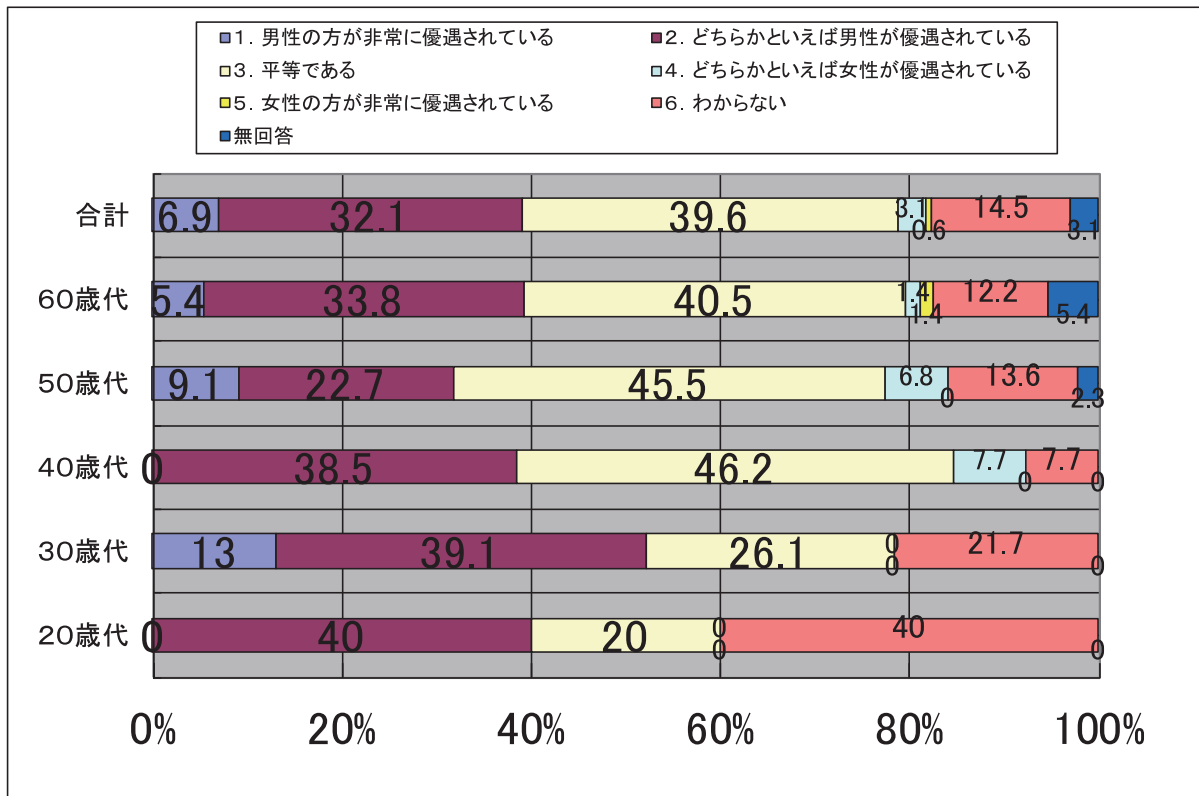


○社会通念・習慣等



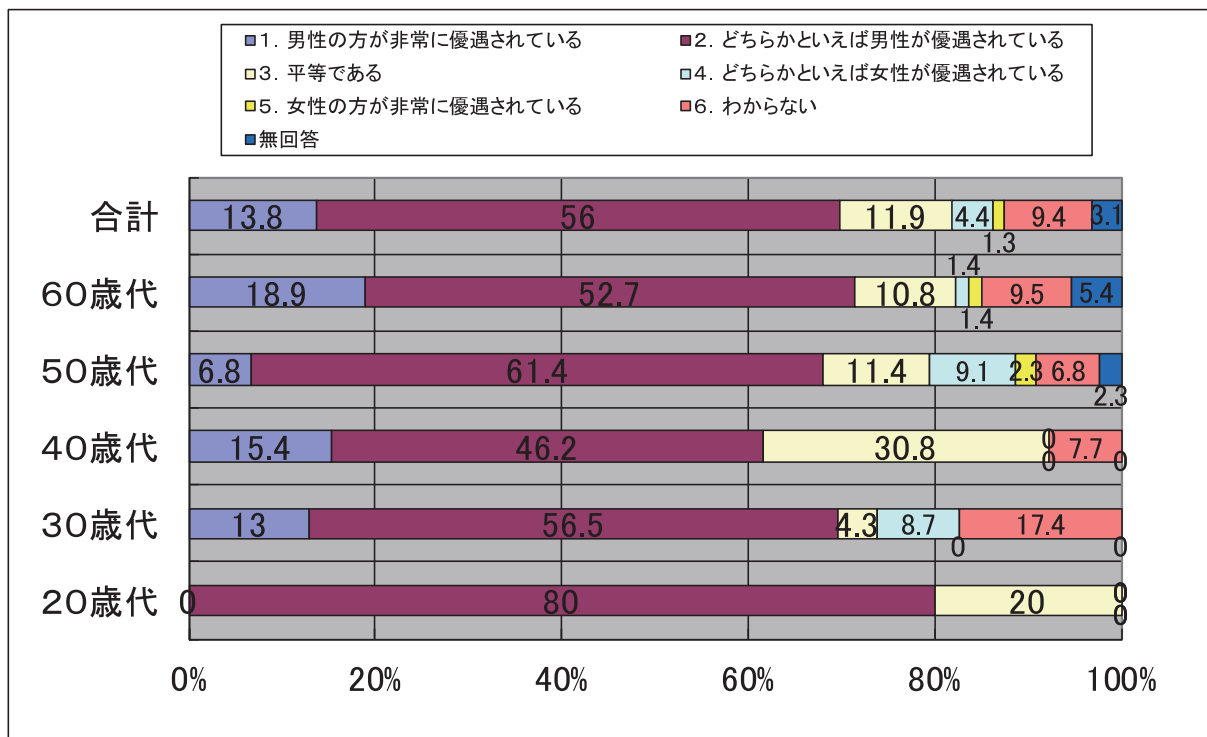
「男性の方が非常に優遇されている」が前回調査から9.2%増加している。

○法律や制度の上で



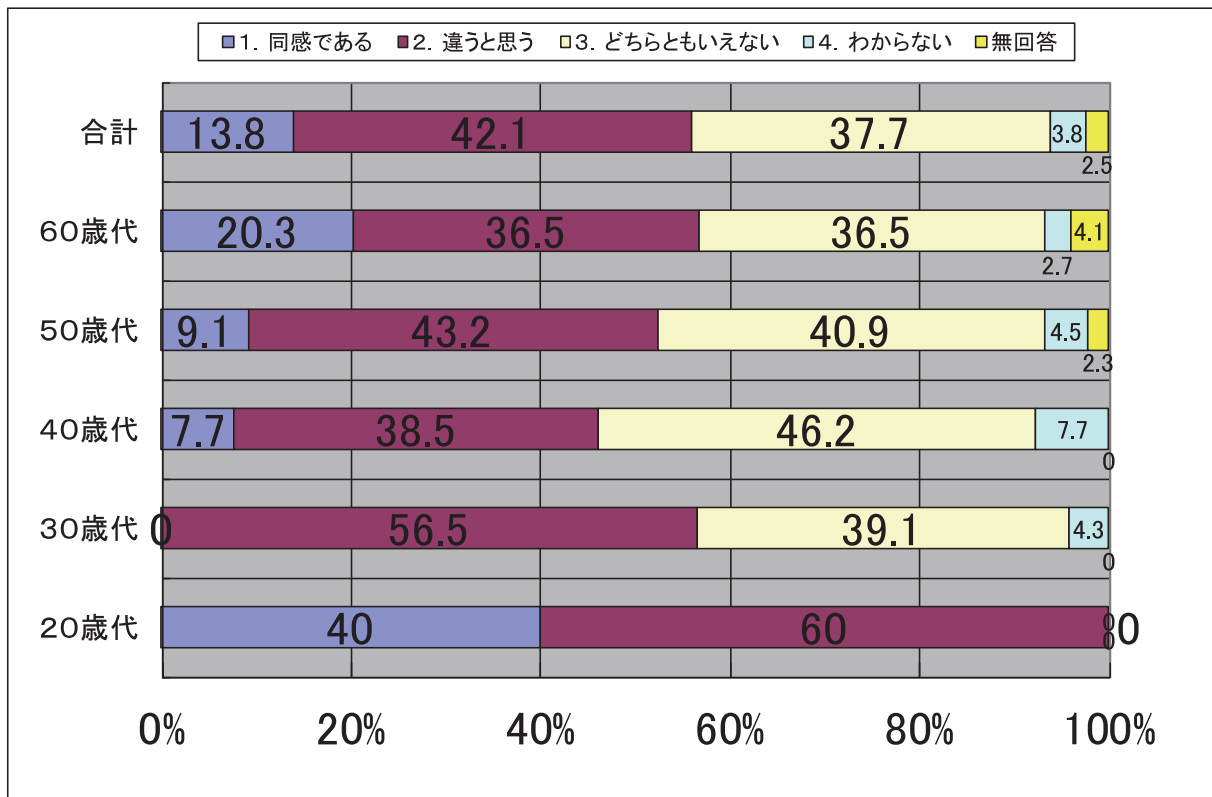
他の調査項目より、「平等である」と感じる割合が高い。

○社会全体として



前回調査で「平等である」が30歳代27.3%と一番高かったが、今回は40歳代が30.8%と一番高い。

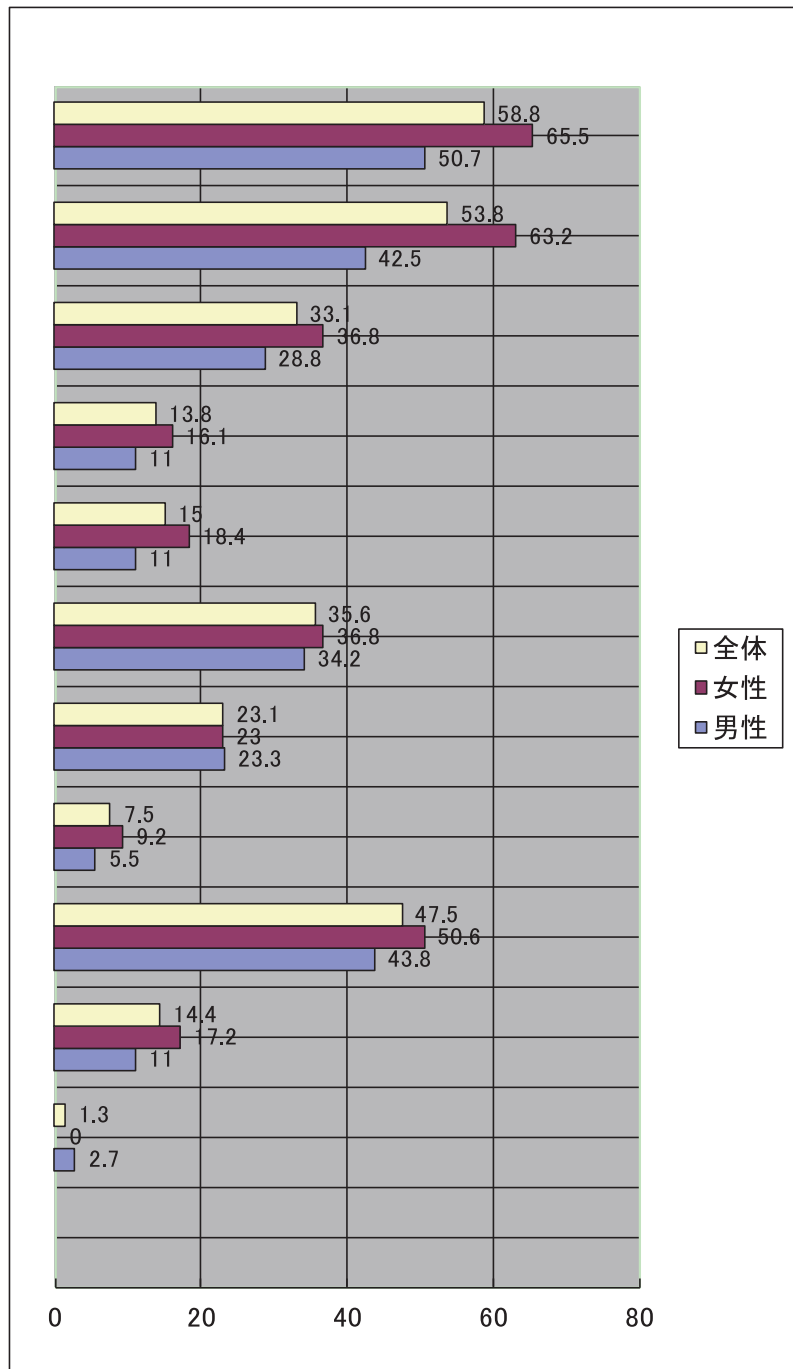
「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか



「違うと思う」の割合が前回調査から4%増加している。

男性が優遇されている要因はどんなことが考えられますか(複数回答)

1. 社会通念や習慣・しきたりなどは、男性優位にはたらいている。
2. 日本社会は仕事優先であり、それを支えているのが、男性であるという意識が強い。
3. 男女平等を進めようという男性の意識が薄い。
4. 男女平等を進めようという女性の意識が薄い。
5. 男女の差別を人権問題ととらえる意識が薄い。
6. 女性の能力を発揮できる環境や機会が十分でない。
7. 能力を発揮している女性を適正に評価する仕組みが十分でない。
8. 専業主婦に有益な税制や社会保障制度が男女の役割を助長している。
9. 育児や介護など男女が共に担うための体制が充実していない。
10. 女性の能力や意欲が男性よりも劣っていると考える人が多い。
11. その他
12. 無回答

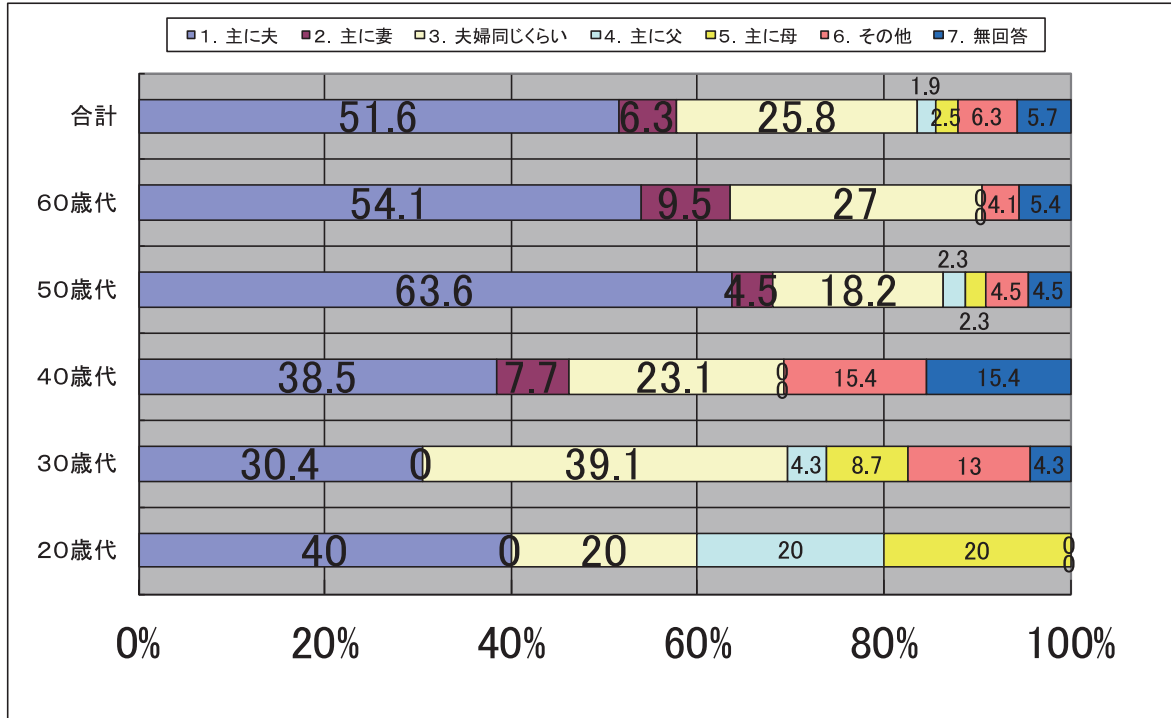


女性が考える男性が優遇されている要因に「社会通念や習慣・しきたりなどは、男性優位にはたらいている」が一番多い。

## 家庭生活について

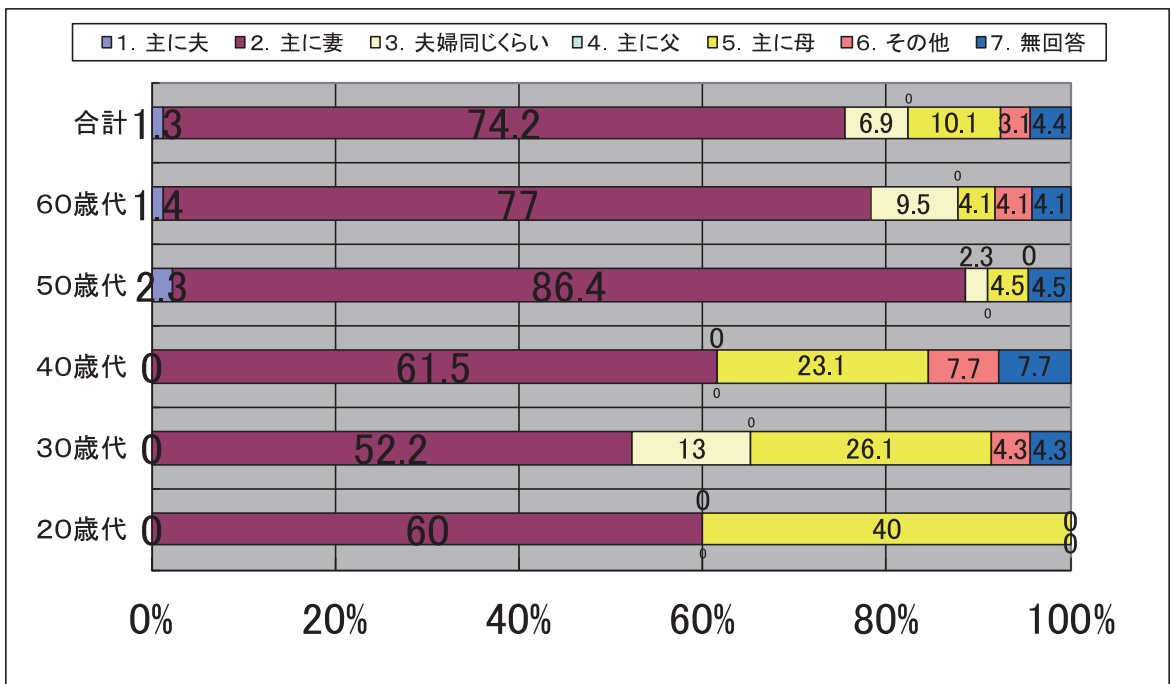
あなたの家庭では家事を主に誰が担当していますか

### ○生活費を得る



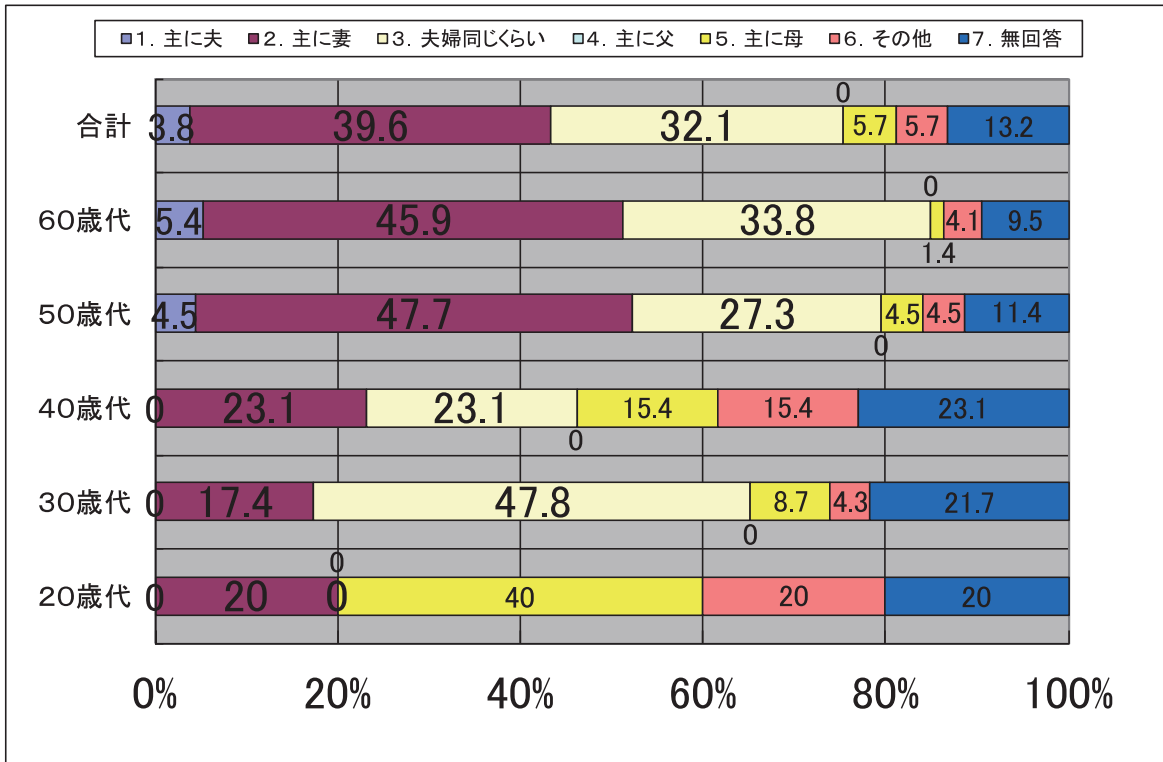
前回調査よりも「夫婦同じくらい」の割合が約5%増加している。

### ○炊事



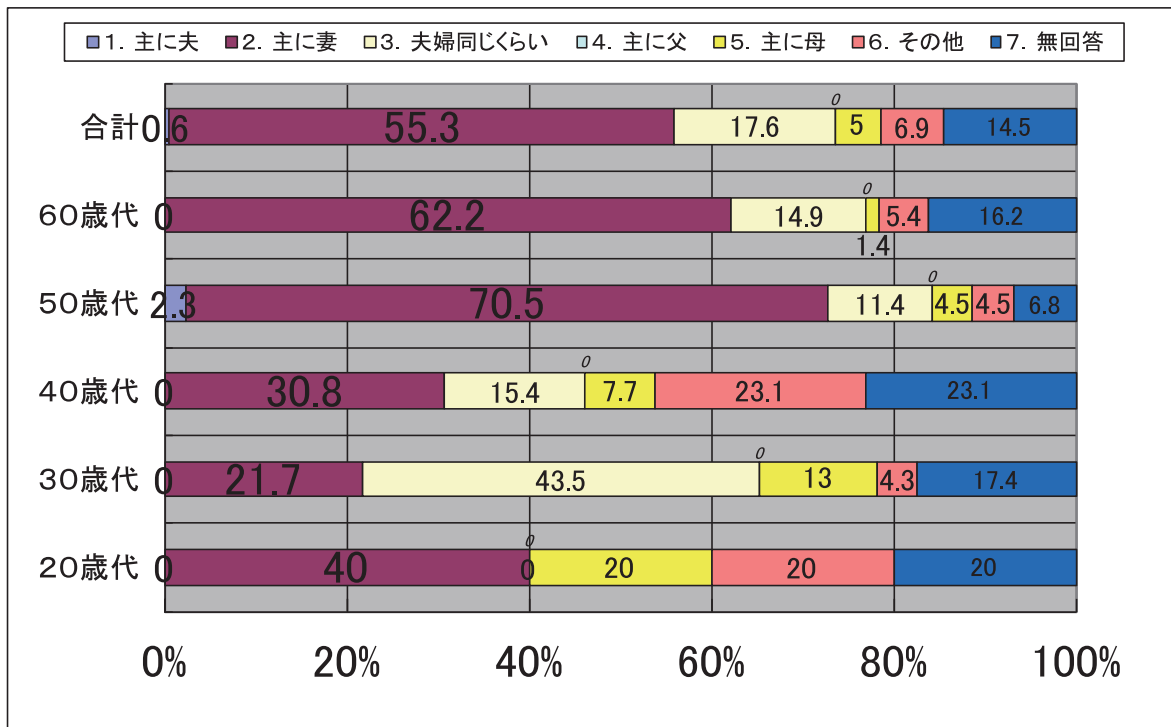
前回調査よりも「夫婦同じくらい」の割合が約3%増加している。

○子どものしつけや教育



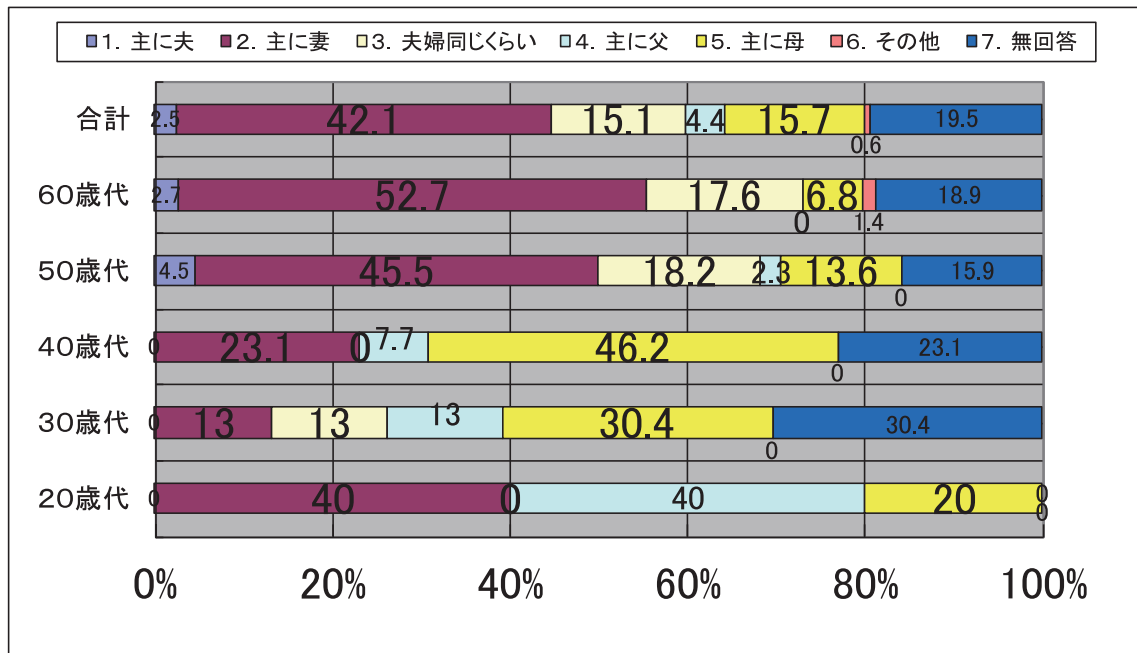
20歳代を除いて、前回調査より「主に妻」の割合が減少している。

○育児



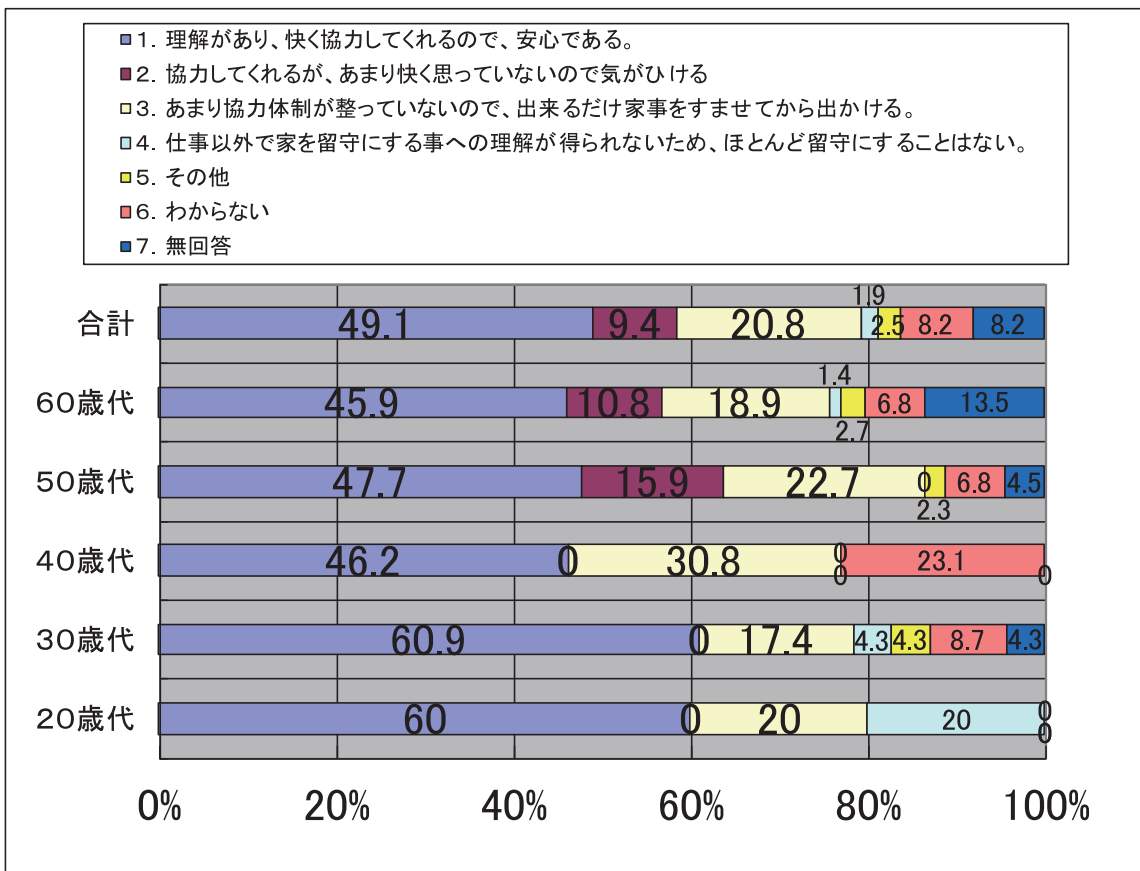
若い世代ほど「主に妻」の割合が少ない傾向にある。

○高齢者などの介護



「主に妻」の割合が前回調査より5.4%増加している。

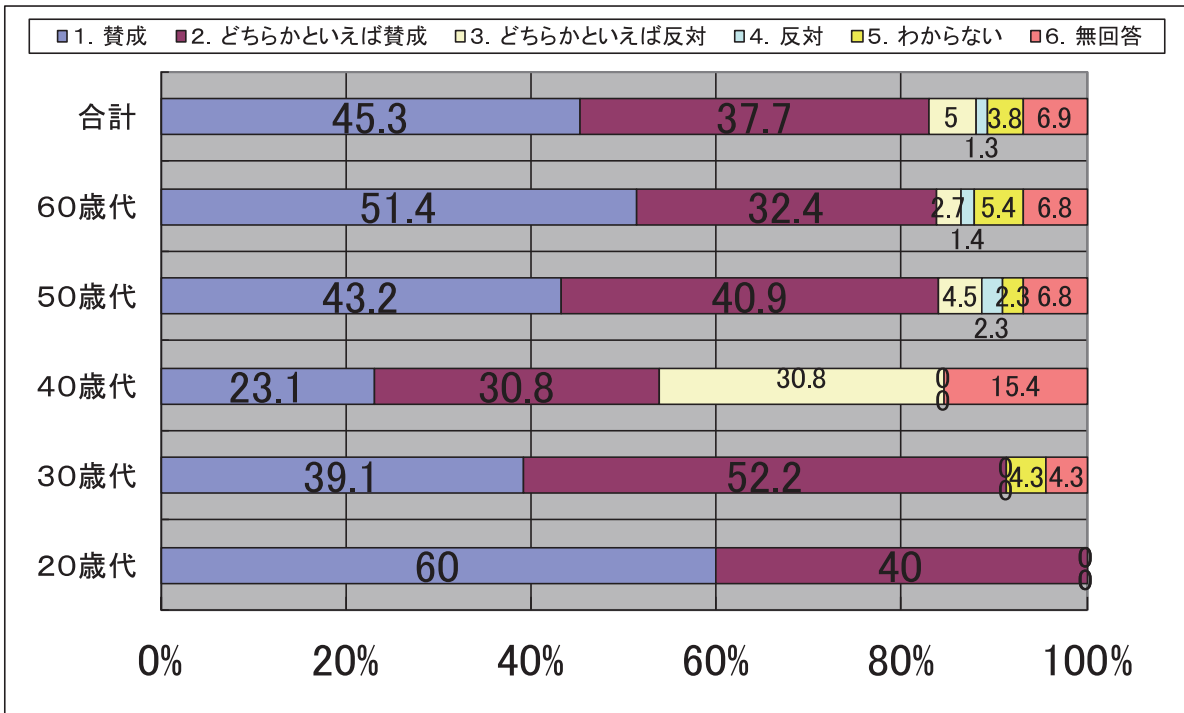
あなたの家庭で家事を主に担当しているものが留守にする場合、  
家族の協力体制についてどう思いますか



「理解があり、快く協力してくれるので、安心である」の割合が前回調査よりすべての年代で増加した。

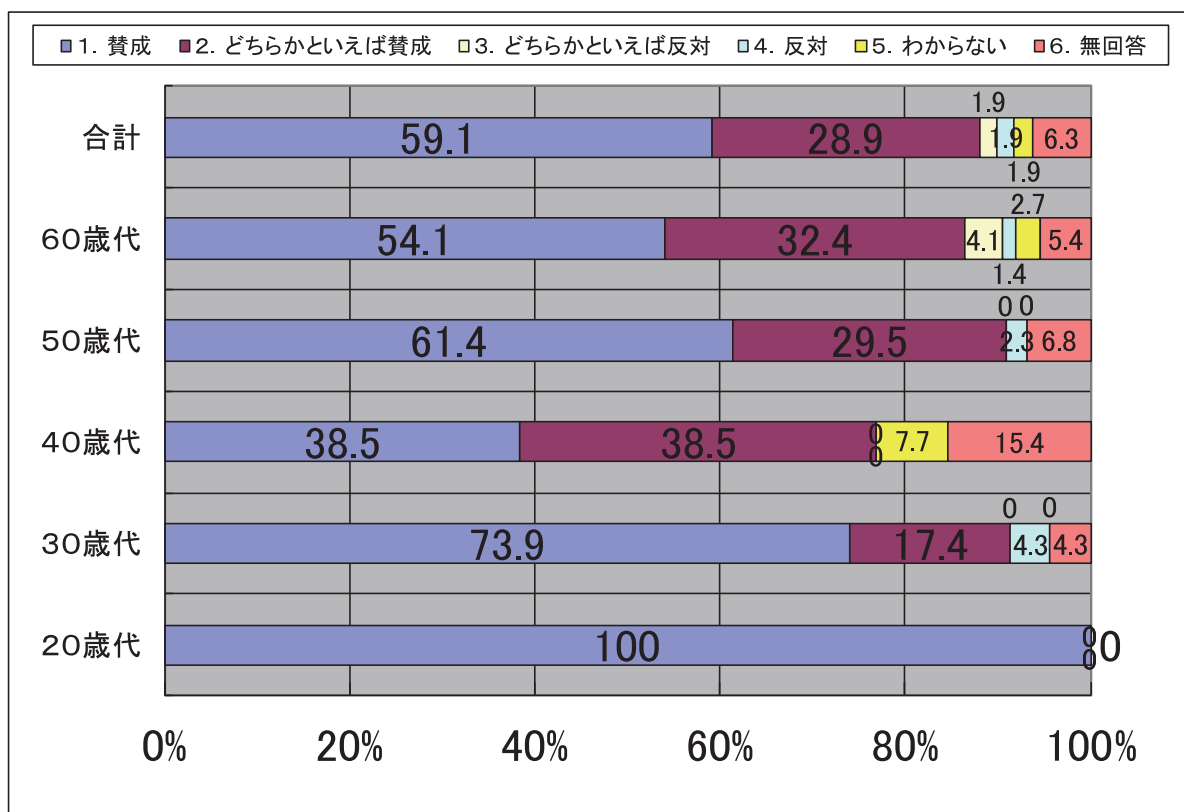
## 子どもの育て方について

性による区別はせずに、個性に応じて育てる



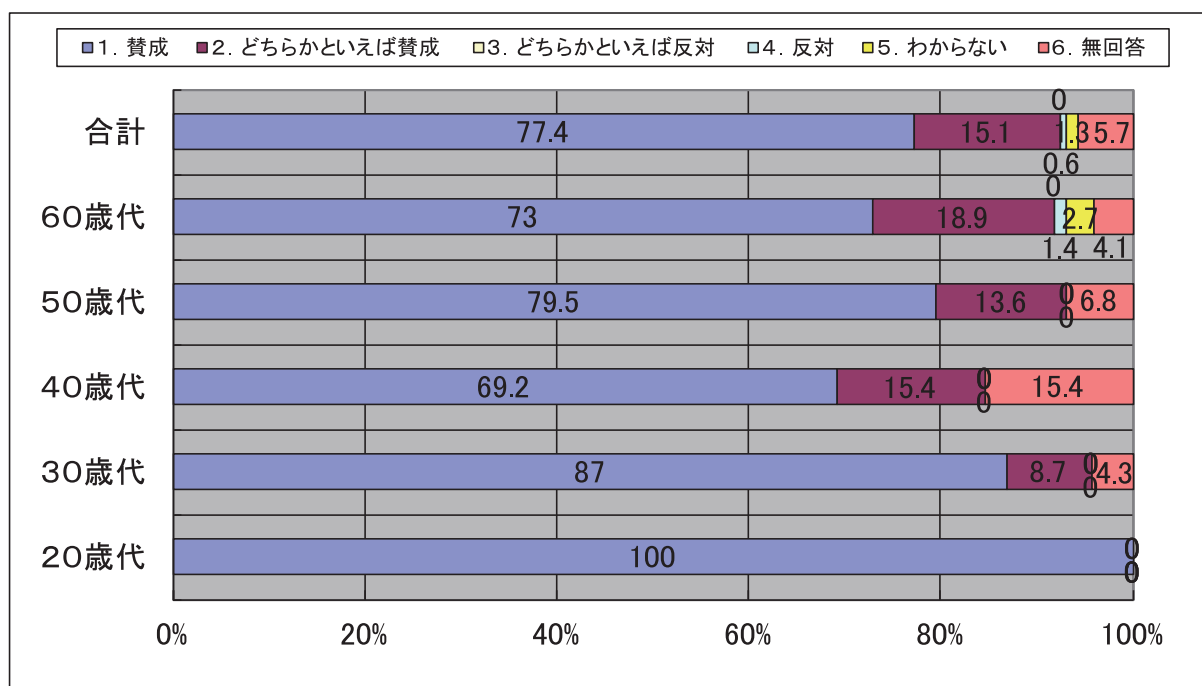
全体では80%以上が「賛成」「どちらかといえば賛成」という回答の中で、40歳代だけが「どちらかといえば反対」が30.8%である。

性による区別はせずに、炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる



「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が前回調査より、2.7%減少している。

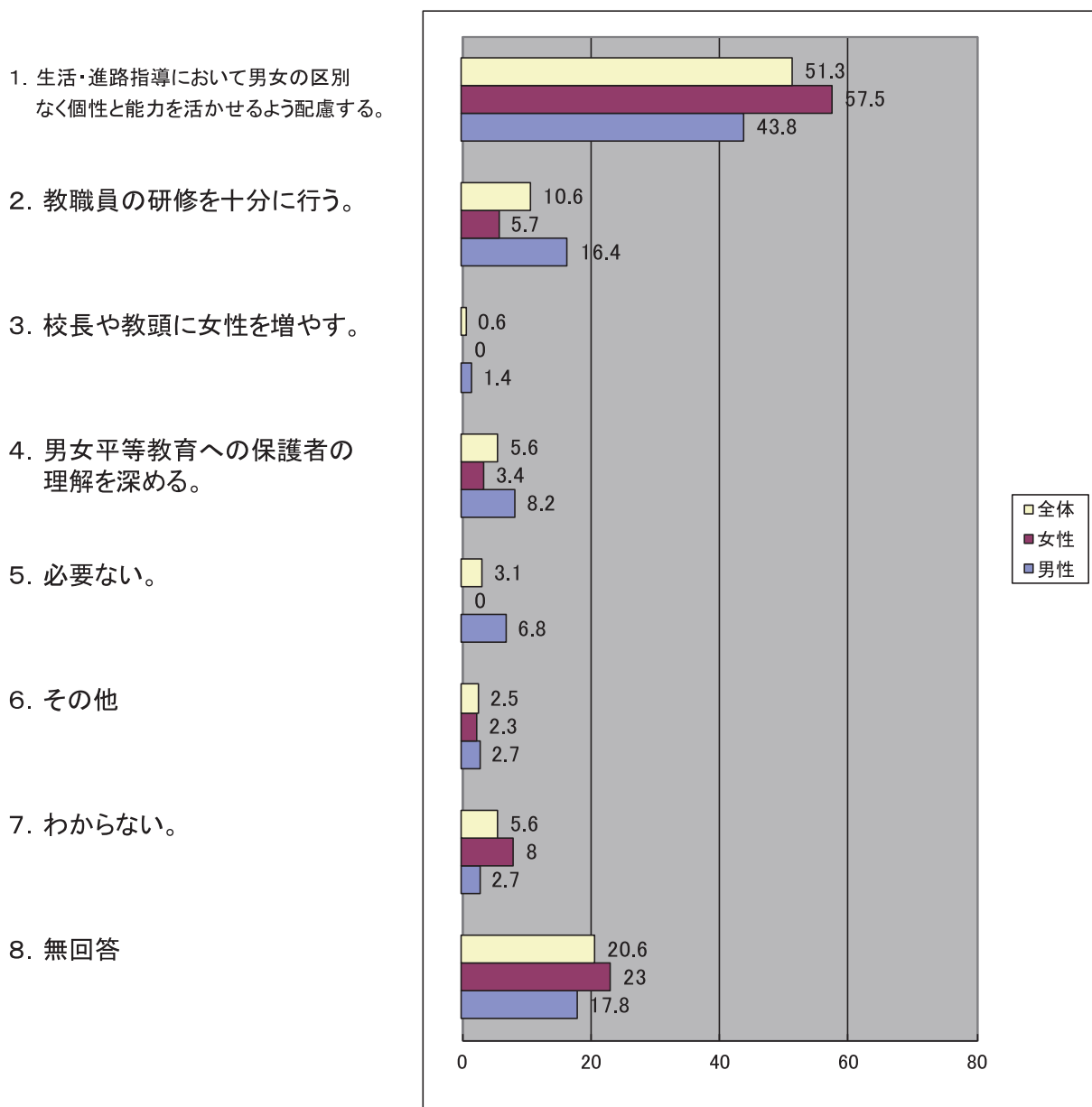
男性も女性も自らの意思で責任を持って行動できるよう育てる



「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が40歳代を除き増加した。  
20歳代では「賛成」が100%である。



男女平等を進めるために、学校教育の場で必要と思われるのはどれですか

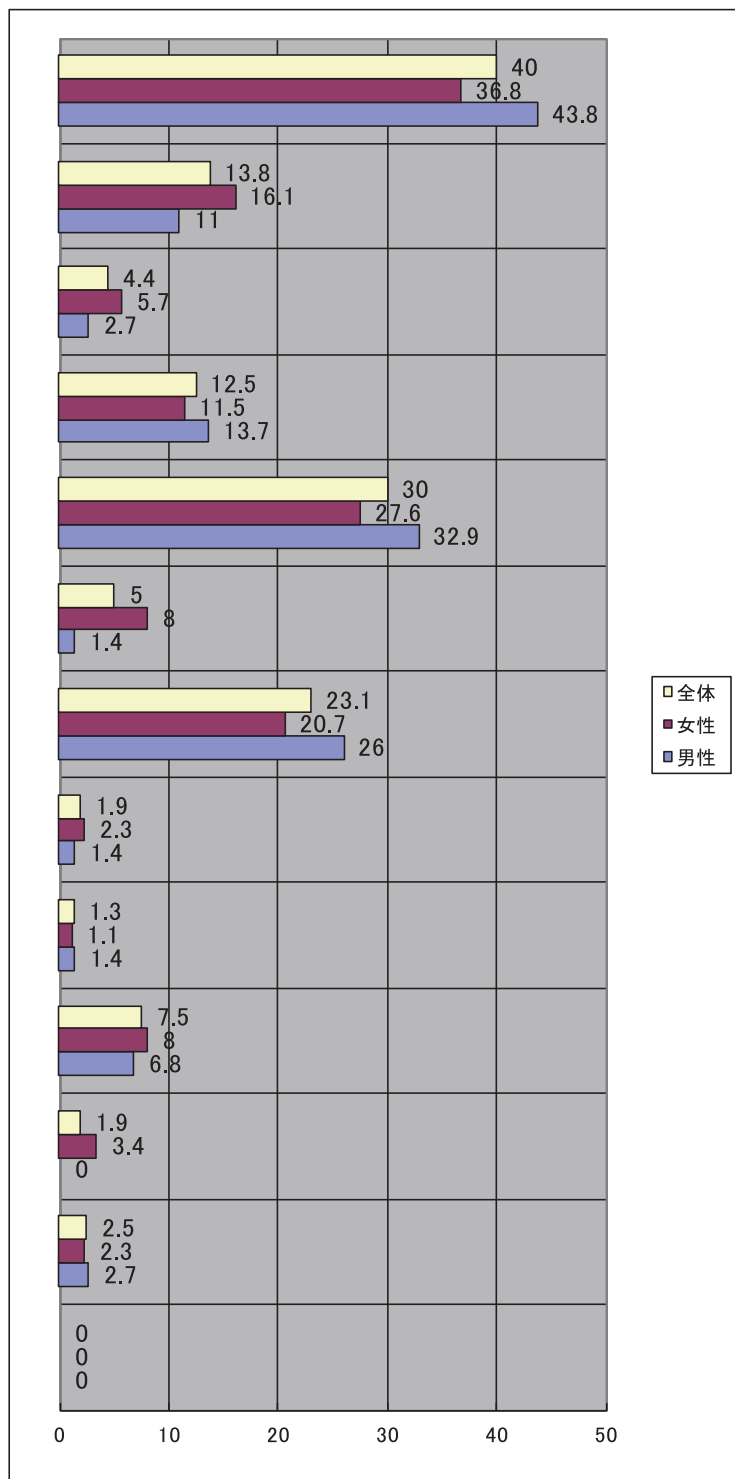


参考資料

男女ともに「教職員の研修を十分に行う」の割合が前回調査より増加した。

実際の子どもの数が理想とする子どもの数より少ない理由は何ですか  
 (理想より実際の子どもの数を少なく答えた方のみ回答・複数回答)

1. 経済的負担が増えるから。
2. 出産・育児の身体的・精神的負担が大きいから。
3. 健康上の理由から。
4. 年齢的な理由から。
5. 仕事をしながら子育てをするのが困難だから。
6. 配偶者の育児に関する協力が  
ないから。
7. 子育てを支援する社会環境が  
十分でないから。
8. 出産・育児以外にやりたい  
ことがあるから。
9. 配偶者がのぞまないから。
10. 欲しいけれどもできないから。
11. これから産む予定である。
12. その他
13. 無回答

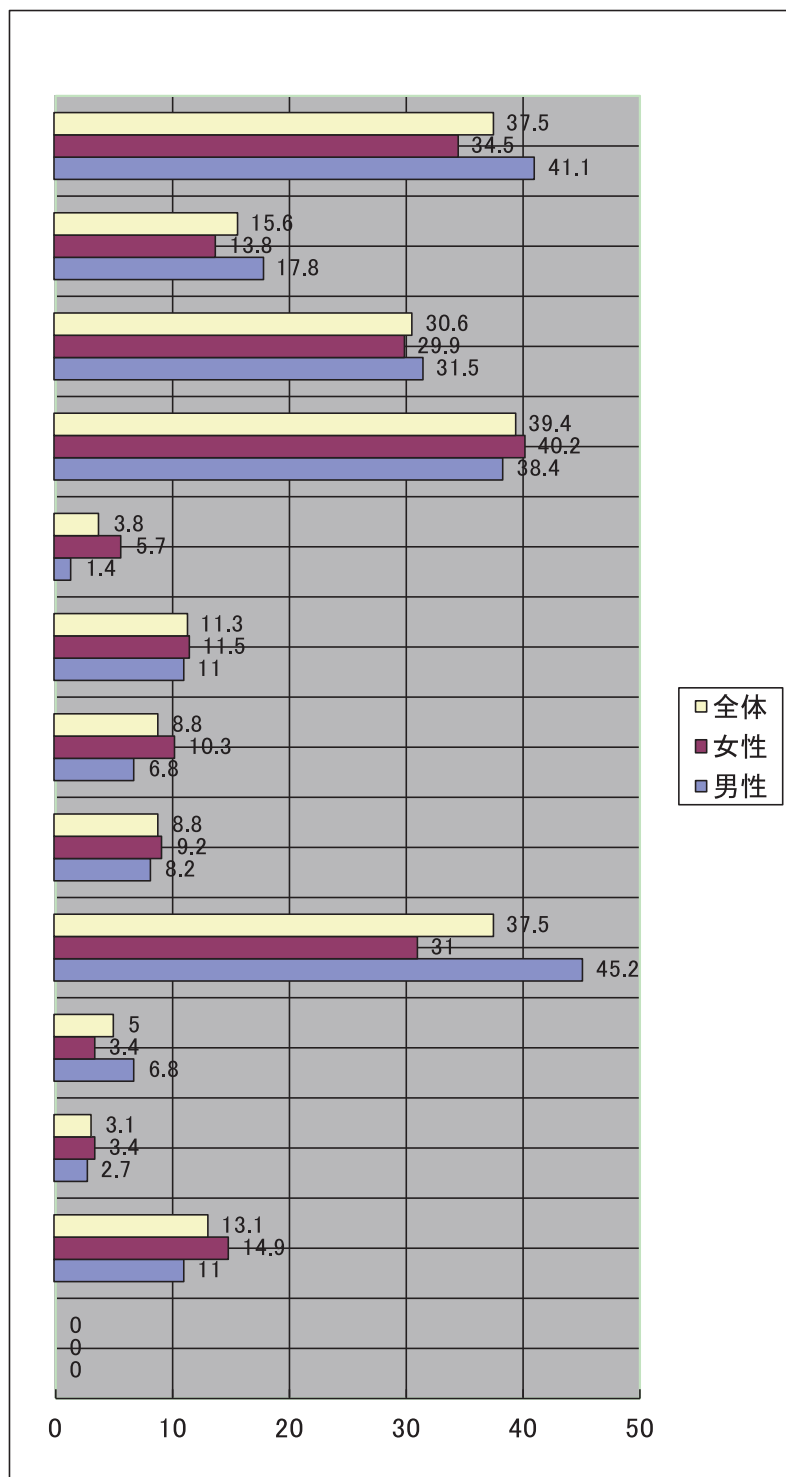


男女ともに「経済的負担が増えるから」を理由に挙げる割合が多い。

## 就労について

女性が職業を持ち続ける上で、障害となっていると思われるものは何ですか（複数回答）

1. 職場に、結婚退職、出産退職などの慣習がある。
2. 中高年の退職慣行がある。
3. 家事・育児・介護への家族の協力が不十分である。
4. 育児や介護の支援施設が十分でない。
5. 本人、もしくは配偶者の転勤がある。
6. 短期契約（1年更新の嘱託契約など）の不安定な雇用形態である。
7. 職場の人間関係がうまくいかないから。
8. セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントがある。
9. 職場の雰囲気ですぐ育児休暇、介護休暇が取得しにくい。
10. 職業を続ける事への家族の同意が得られない。
11. その他
12. 特に障害はない。
13. 無回答

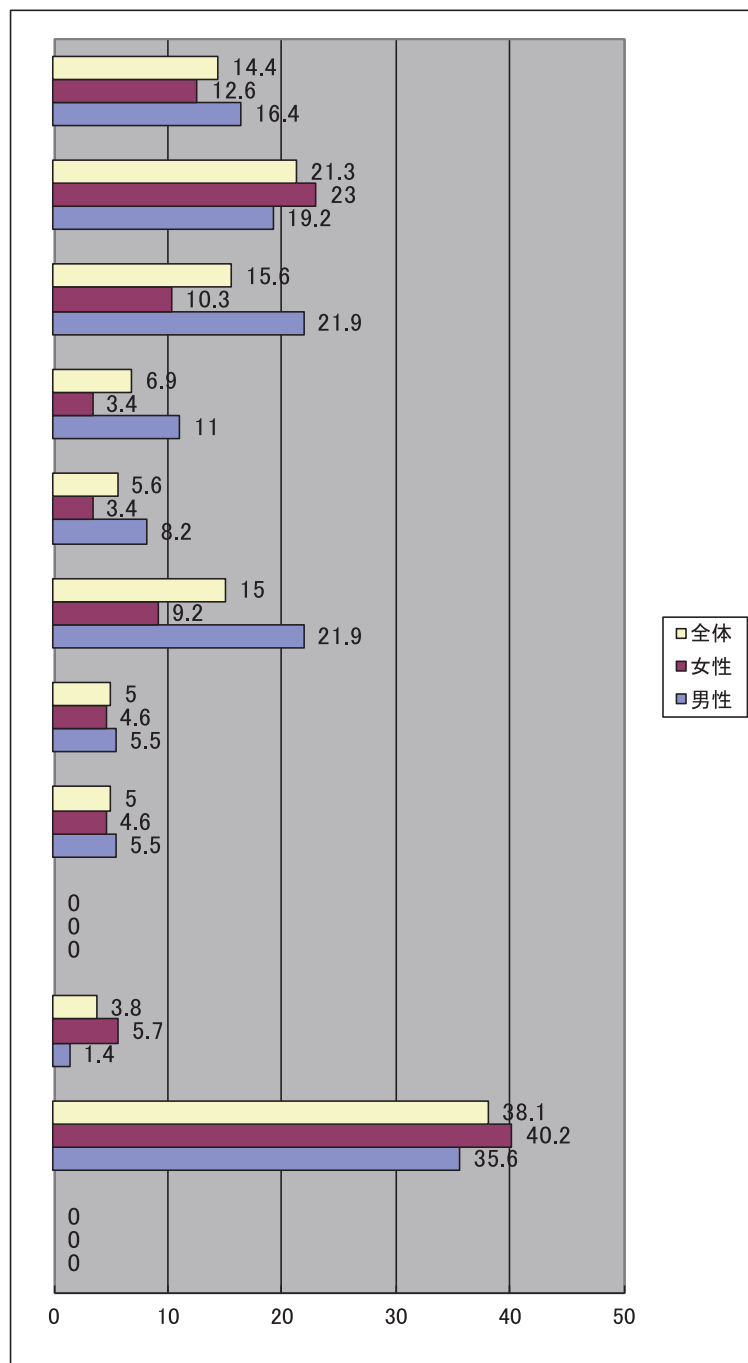


参考資料

男性は「職場の雰囲気ですぐ育児休暇、介護休暇が取得しにくい」が一番多く、女性は「育児や介護の支援施設が十分でない」が一番多い。

あなたの今の勤務先で、女性に対して不当な扱いであると思われるものはなんですか

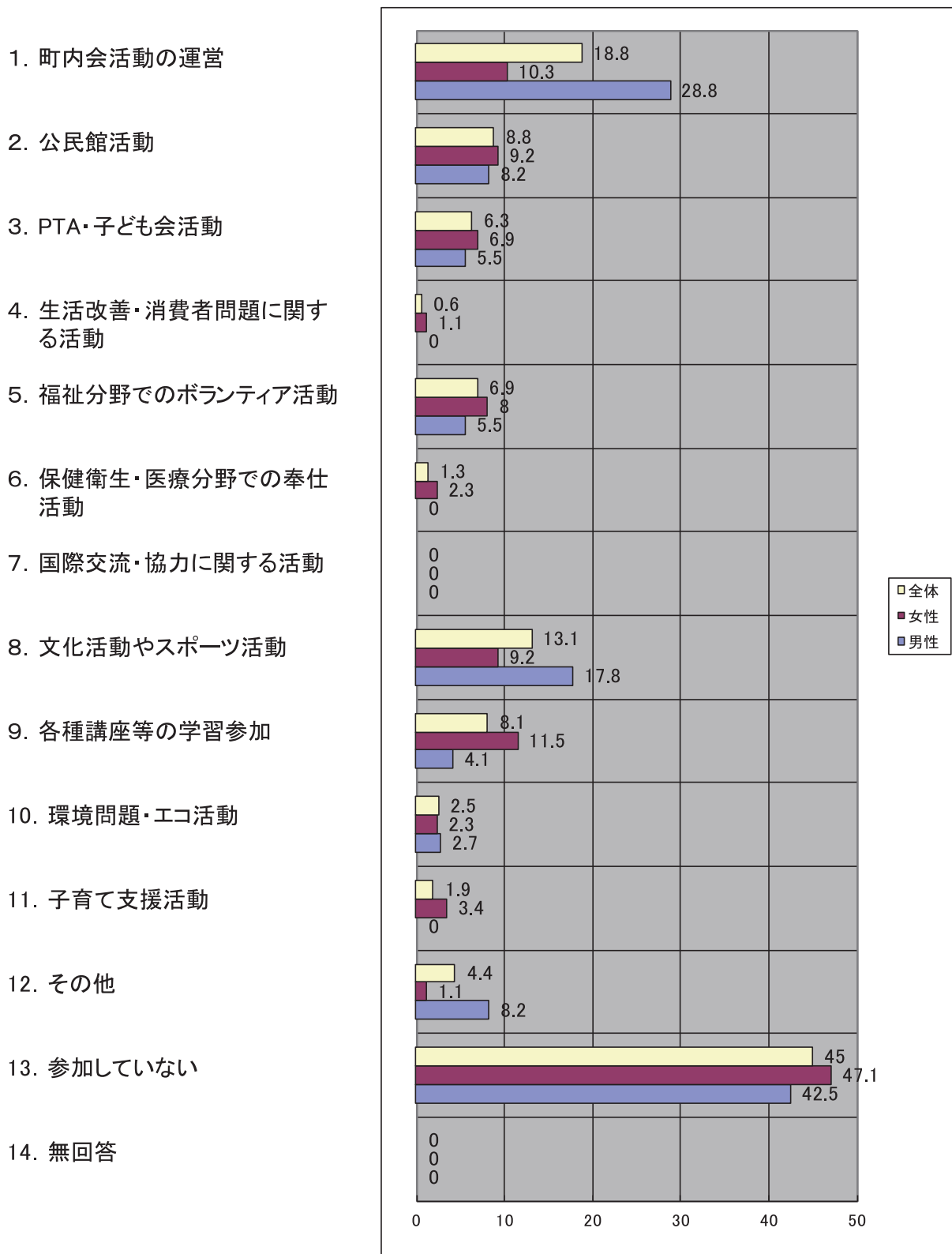
1. 男女の昇進、昇格に格差がある。
2. 男女の賃金に格差がある。
3. 女性の能力を評価しない。
4. 女性には補助的な仕事しかさせない。
5. 採用時の条件が女性に不利である。
6. 女性は教育研修を受ける機会が少ない。
7. 結婚・出産退職等の慣行がある。
8. 女性を管理職に登用しない。
9. 中高年の女性に退職を促すような圧力がある。
10. 女性の定年が男性よりも早い。
11. その他
12. 無回答



「中高年の女性に退職を促すような圧力がある」が0となった。

## 社会活動について

現在、何らかの社会活動に参加していますか(複数回答)



参考資料

「町内会活動の運営」に男性と女性で大きな差があることが分かる。  
参加していない人の割合が圧倒的に高い。

地域の活動の中で、性別で区別されるなど不当であると感じたことはありますか  
(複数回答)

1. 町内会活動の参加は家族で分担しているのに、役員は夫(男性)でなければならない。

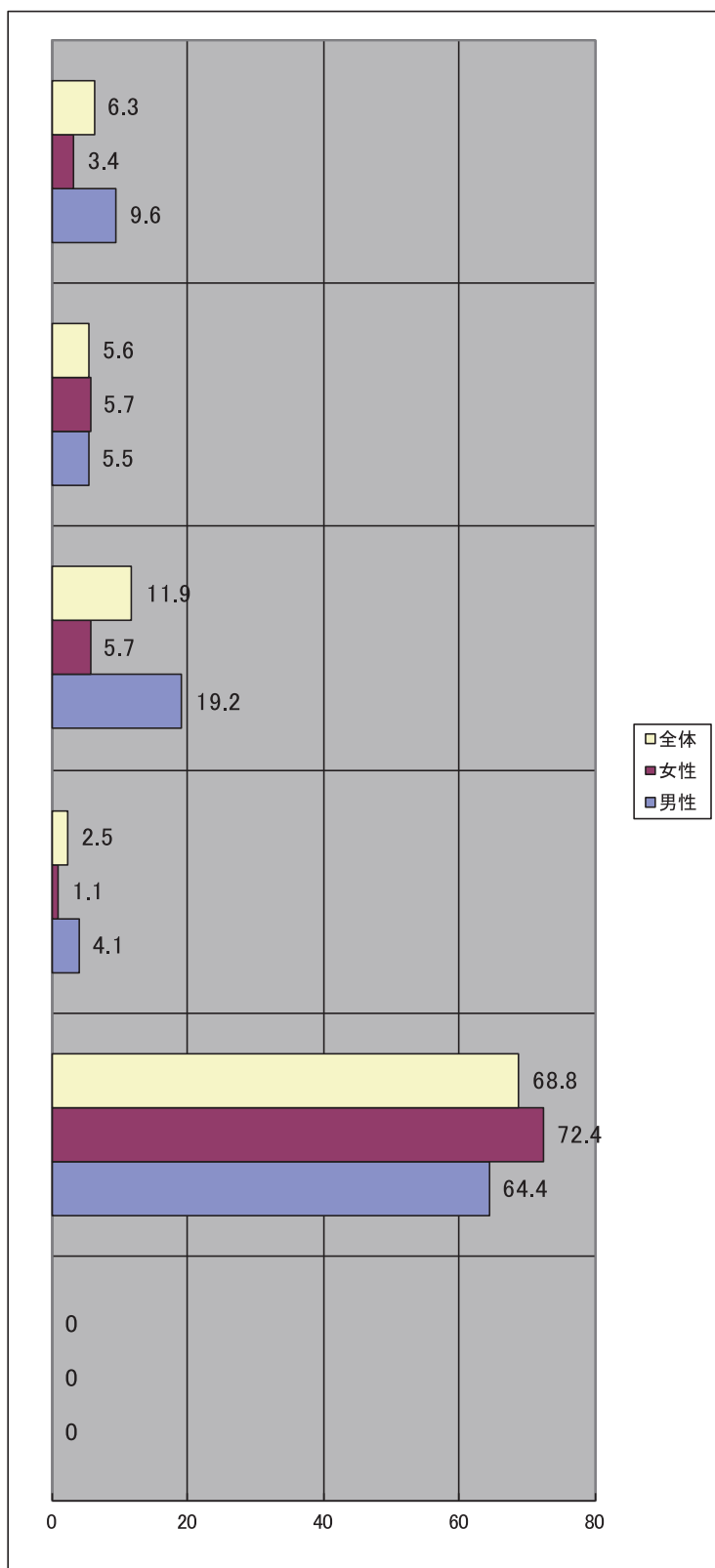
2. PTAや子ども会等における役員で、会長は男性、副会長は女性などの性別役割分担の慣行がある。

3. 町内会活動の役割で、女性がやるべき仕事、男性がやるべき仕事の区別があり、男性優位の意識が強い慣行がある。

4. その他

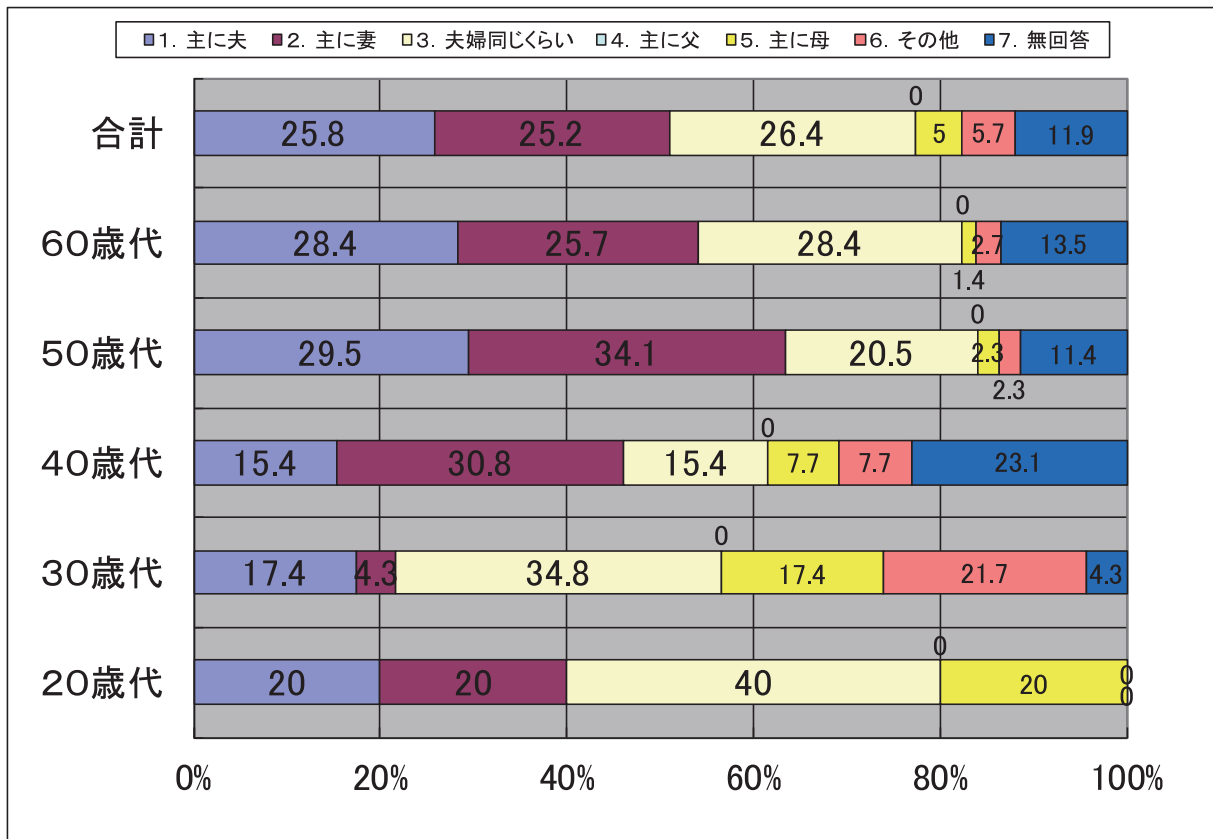
5. 特に感じたことはない。

6. 無回答



「特に感じたことはない」の割合が前回調査より男女、特に女性が多くなった。

地域活動への参加

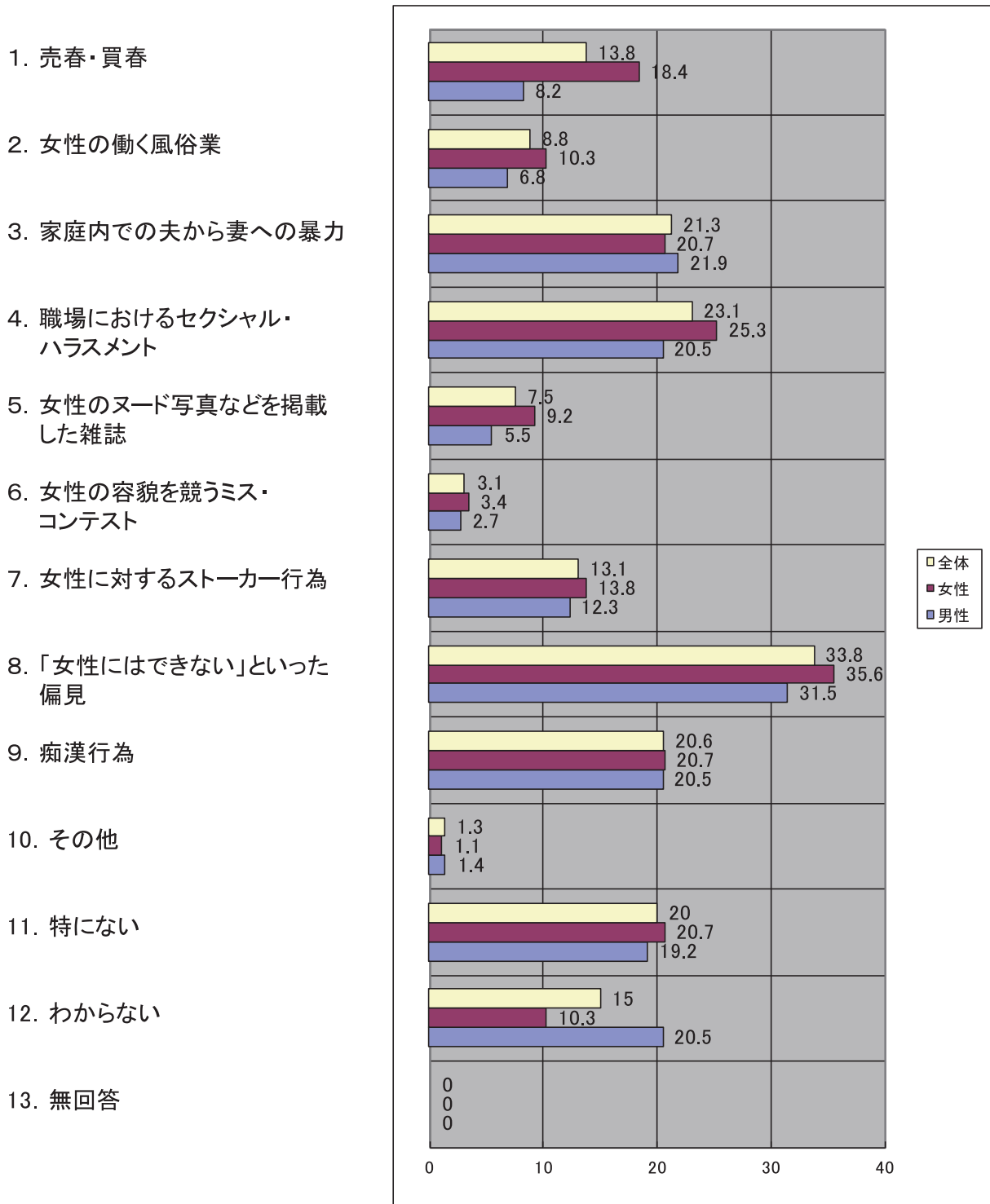


参考資料

「主に夫」「主に妻」「夫婦同じくらい」の割合が同程度である。

## 人権について

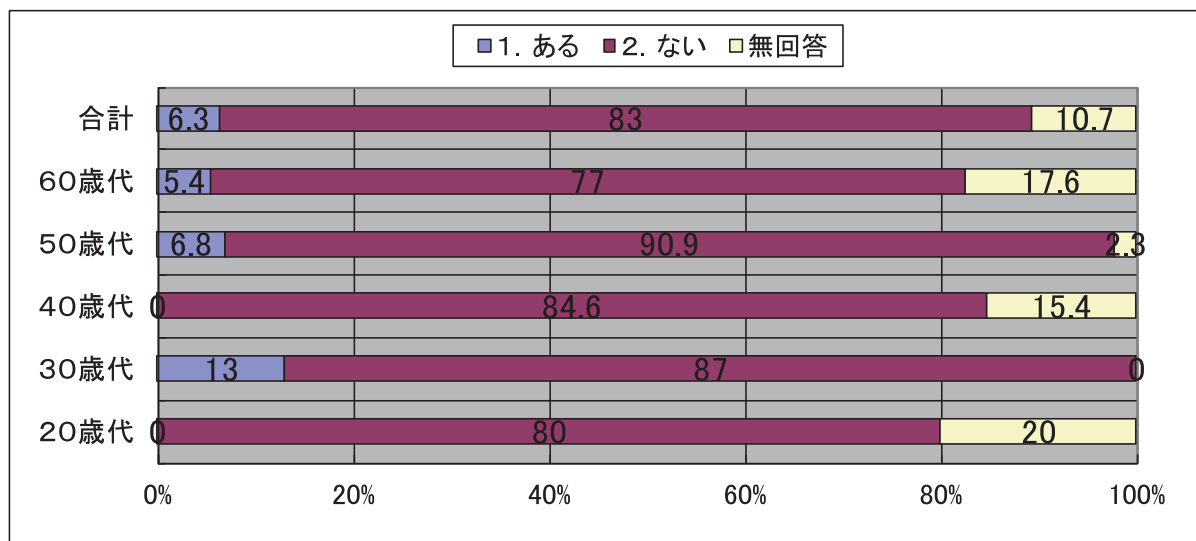
女性の人権が尊重されていないと感じることはどんなことですか(複数回答)



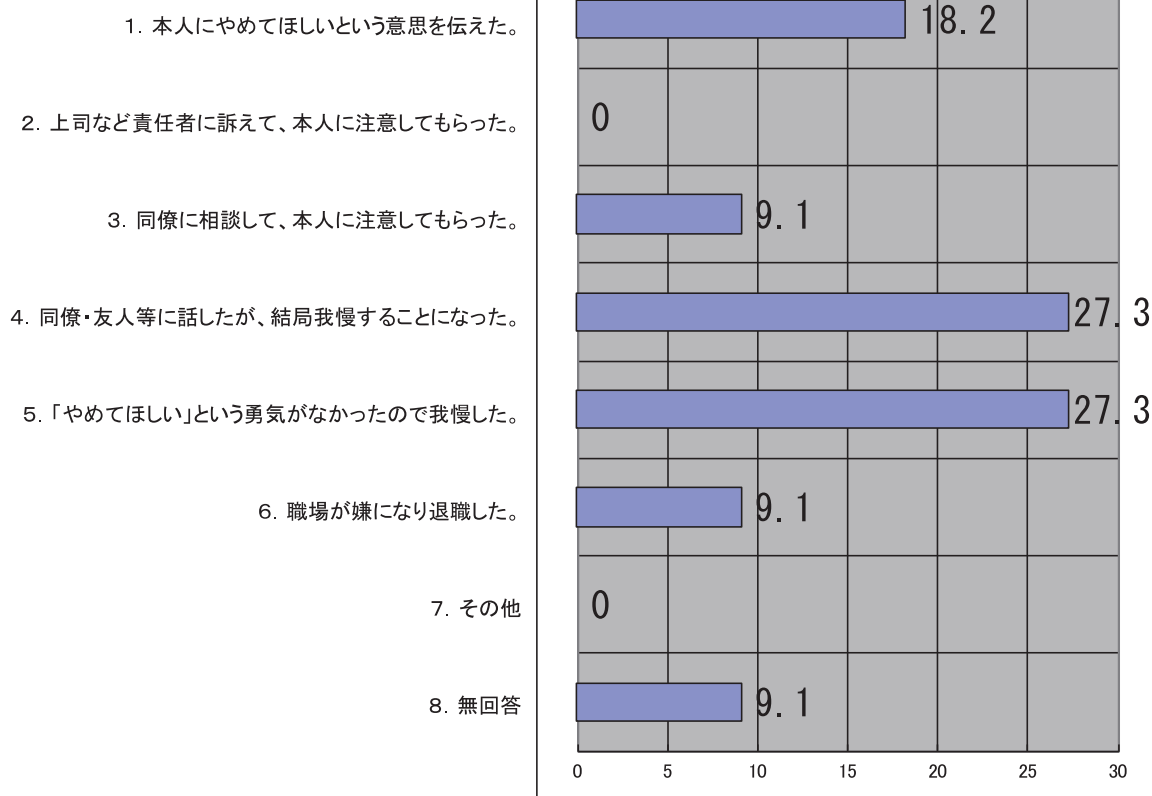
「女性にはできないといった偏見」「職場におけるセクシャル・ハラスメント」の割合が共に前回調査より20%以上増加している。



あなたは職場や学校でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか



あなたはそのとき、どういう対応をしましたか

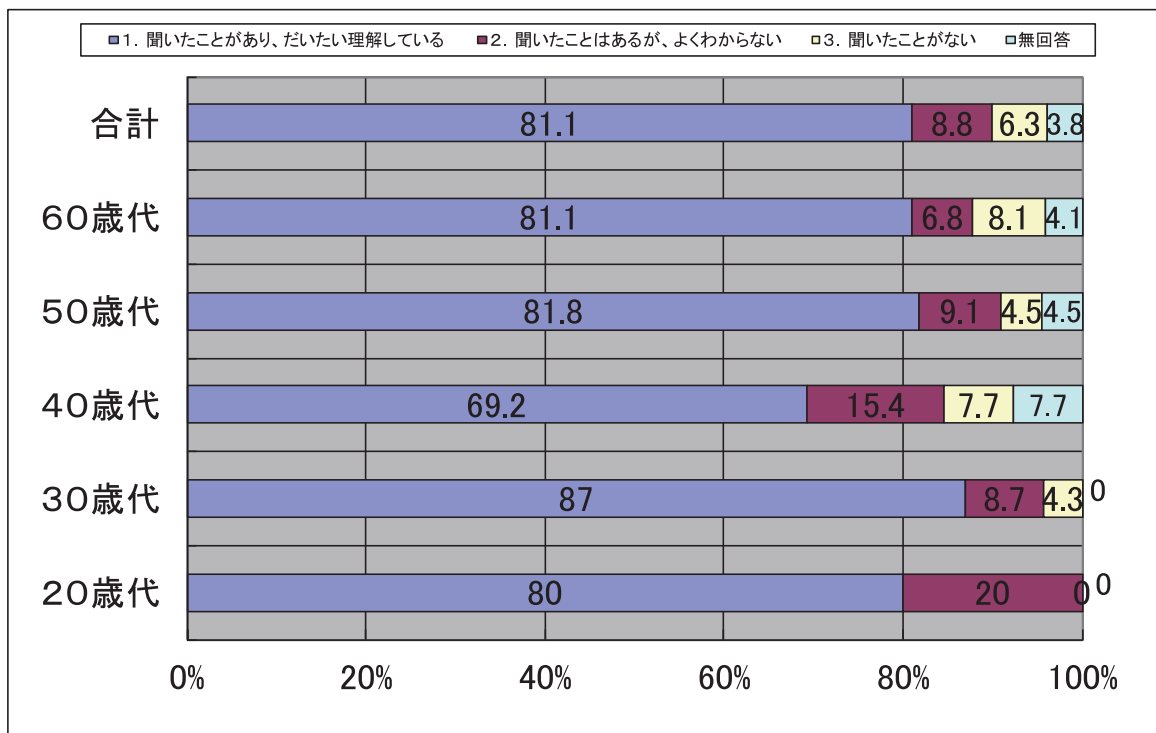


件数は少ないがセクハラが起きていることが分かる。対応として「同僚・友人等に話したが結局我慢することになった」「やめてほしいという勇気がなかったので我慢した」が多く、我慢している方が多い。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）について

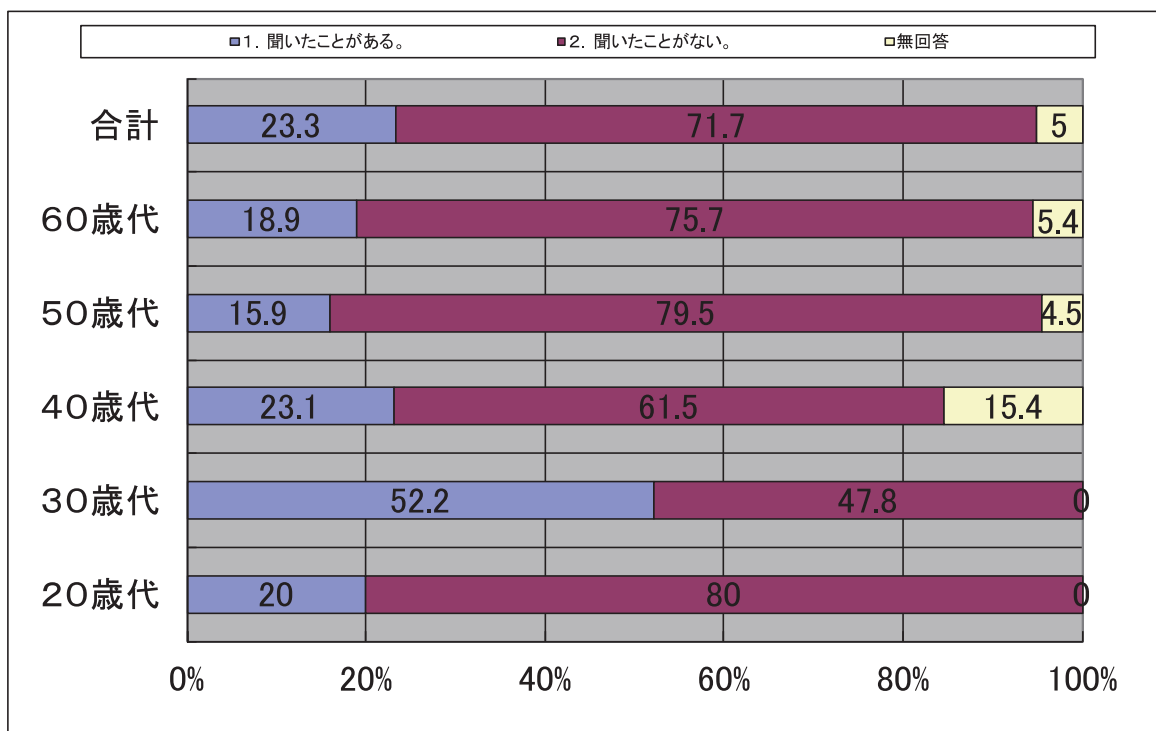
「DV」の認知度

あなたは、「DV」という言葉を聞いたことがありますか



約90%が「DV」ということについて聞いたことがあるという結果になった。

あなたの周囲で、家庭内暴力が起きているという話やうわさを聞いたことがありますか



30代のおよそ半数が、家庭内暴力がおきているという話やうわさを聞いたことがあるという結果になった。

# 五島市男女共同参画審議会条例

平成17年9月22日条例第71号

改正 平成19年3月23日条例第6号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進を図るため、五島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に係る重要な事項に関する事。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第2号及び第3号に掲げる者は、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及びその職務を代理すべき委員が共に欠けたときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議結果の答申)

第8条 審議会は、その調査及び審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に答申しなければならない。

( 会議録の作成 )

第9条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

( 庶務 )

第10条 審議会の庶務は、市民課において処理する。

( 委任 )

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 審議会の招集の特例 )

2 この条例の施行後最初に招集すべき審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

( 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正 )

3 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(平成16年五島市条例第38号)の一部を次のように改正する。

( 次のよう略 )

附 則(平成19年3月23日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 五島市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

平成29年3月1日現在

氏名	所属・役職等	備考
石黒則子	前長崎県男女共同参画アドバイザー	学識経験者
道端義人	長崎県男女共同参画推進員	学識経験者
今村安規子	長崎県男女共同参画推進員	学識経験者
阿比留都代美	ごとう農業協同組合金融部	関係団体代表
宗昭男	福江商工会議所会員	関係団体代表
荒木和也	五島ふくえ漁業協同組合理事	関係団体代表
橋本美智枝	五島人権擁護委員	関係団体代表
谷本小夜美	九州電力労働組合五島営業所分会	関係団体代表
箱崎博文	五島公共職業安定所統括職業指導官	関係行政機関職員
田中庄司	長崎県五島振興局管理部長	関係行政機関職員

## 五島市男女共同参画推進委員会規程

平成17年9月22日訓令第9号  
改正 平成19年3月30日訓令第7号  
平成20年3月28日訓令第2号  
平成21年3月30日訓令第5号  
平成25年3月29日訓令第1号  
平成28年3月31日訓令第2号  
平成28年10月11日訓令第12号  
平成29年3月31日訓令第1号

### (設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、五島市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は市民生活部長をもって、副委員長は市民生活部市民課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画部総務課長
- (2) 総務企画部政策企画課長
- (3) 市民生活部社会福祉課長
- (4) 市民生活部長寿介護課長
- (5) 市民生活部国保健康政策課長
- (6) 地域振興部商工雇用政策課長
- (7) 地域振興部農業振興課長
- (8) 農林水産部水産課長
- (9) 支所長

4 前項に規定するもののほか、教育委員会事務局生涯学習課長の職にある者を教育委員会と協議のうえ、委員に委嘱する。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
(幹事会)

第6条 委員会に付議する案件を調査研究し、又は委員会で決定した施策等に関し必要な事務を処理するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長は、市民生活部市民課職員のうちから副委員長が指名する者をもって充てる。

4 幹事は、職員のうちから委員がそれぞれ指名する者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

6 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(資料提出の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係課等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(結果報告)

第8条 委員会は、その審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 委員長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月22日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月11日訓令第12号)

この訓令は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日号外法律第78号）

改正：平成11年7月22日法律 第102号

同 11年12月22日同 第160号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条 第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）



第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

# 長崎県男女共同参画推進条例

平成14年3月27日長崎県条例第10号

改正

平成15年10月14日長崎県条例第59号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条 第6条）

#### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第7条 第16条）

#### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第17条 第19条）

#### 第4章 長崎県男女共同参画審議会（第20条）

#### 第5章 雑則（第21条）

### 附則

男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられている。

少子高齢化の進展が著しい長崎県においては、課題達成はより緊急なものとなっているが、現状では、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、政策及び方針の決定過程への女性の参画は未だ不十分と言わざるを得ない状況にある。

長崎県民が、その地域性や県民性を活かし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、生きがいと責任をもって暮らす活力ある豊かな社会を形成していくためには、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指し、県、市町村、県民及び事業者が協同して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人權が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的協調の下におこなわれなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制及び機能を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため



に必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴き、長崎県男女共同参画審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成15年条例59号〕

(積極的改善措置への協力等)

第8条 県は、市町村、県民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力をを行うものとする。

2 県は、その付属機関等における委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡をはかるものとする。

(男女の職業生活と家庭及び地域生活の両立の支援)

第9条 県は、男女が共に職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立することができるように支援するものとする。

(農林水産業及び商工業等自営業の分野における環境整備)

第10条 県は、農林水産業及び商工業等自営業の分野において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参加する機会が確保されるため必要な環境整備に努めるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 県は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び普及啓発並びに人材養成)

第12条 県は、広報活動の充実を図り、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画の視点に立った教育を行う等男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項に規定する教育及び普及啓発等男女共同参画を推進するための人材を養成するものとする。

(相談等の処理)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、県民から相談があった場合は、これを関係機関と連携し適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は、事業者から苦情の申し出があった場合は、これを適切に処理するものとする。

3 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、長崎県男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第15条 県は、男女共同参画の推進に当たり必要があると認められる場合には、事業者に対して、雇用



その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができるものとする。

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の状況を及び基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第17条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者に対して身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第18条 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められる場合は、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの改善その他必要な措置を講ずるように指導を行うことができるものとする。

- 2 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画の推進を阻害する恐れのある表現を行わないように努めなければならない。

### 第4章 長崎県男女共同参画審議会

(長崎県男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するため、長崎県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、男女共同参画の推進に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

### 第5章 雑則

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めるものとする。

る。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日号外法律第64号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条 第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画（第八条 第十四条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条 第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条 第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条 第三十四条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活

との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞

なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。



- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、



当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

( 財政上の措置等 )

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

( 国等からの受注機会の増大 )

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

( 啓発活動 )

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

( 情報の収集、整理及び提供 )

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

( 協議会 )

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

( 秘密保持義務 )

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

改正：平成16年6月2日法律第64号

平成19年7月11日法律第113号

平成25年7月3日法律第72号

平成26年4月23日法律第28号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

### 第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条 第二十二条）

### 第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実

上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。



(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として  
いる住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、  
又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としていた住居から退去す  
ること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所  
は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者  
に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経  
過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるも  
のとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ  
ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装  
置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り  
得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心<sup>しゅう</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心  
を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに  
第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の  
子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居し  
ている子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めると  
きは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、  
その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた  
日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の  
住居(当該配偶者と共に生活の本拠としていた住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学  
校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通  
常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳



以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- 八 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審

尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託

して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の

記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)



第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	五島市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年</li> <li>・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>・世界行動計画採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部設置</li> <li>・婦人問題担当室設置</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までを「国連婦人の十年」と決定(目標: 平等、発展、平和)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立婦人教育会館開館</li> <li>・民法改正(離婚復氏制度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題窓口(労政課)設置</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画策定</li> </ul>		
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県婦人問題懇話会設置</li> <li>・長崎県婦人関係行政推進会議設置</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>・国連婦人の十年後半期行動プログラム採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約署名</li> <li>・民法・家事審判法改正(配偶者の相続分引き上げ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定</li> <li>・婦人問題担当企画主幹設置</li> <li>・第1回市町村担当課長会議開催</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO第156号条約(家庭的責任条約)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画後期重点目標策定</li> </ul>		
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県婦人問題調査実施</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法・戸籍法改正(国籍の父母両系主義へ)</li> </ul>		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ)</li> <li>・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法公布(昭和61年施行)</li> <li>・女子差別撤廃条約批准</li> <li>・国民年金法改正(女性の年金権確立)(昭和61年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオミニニ講座「女あれこれ」開始</li> <li>・情報紙「女性ながさき」創刊</li> </ul>	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部婦人対策室設置</li> </ul>	



年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	五島市の動き
1987年 (昭和62年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定		
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・2001年ながさき女性プラン策定 ・企画部婦人対策室を企画部女性行政推進室に改称	
1991年 (平成3年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・育児休業法公布(平成4年施行)		
1992年 (平成4年)		・婦人問題担当大臣任命	・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定	
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・パートタイム労働法公布・施行	・育児休業生活資金創設	・福江市女性行政推進研究会
1994年 (平成6年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称	・2001ながさき女性プラン(第一次改定)策定 ・企画部参事監(女性行政担当)新設	・94女性フォーラム～羽ばたけふくえ島に生きるおんなととこ～
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准	・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組	・福江市女性行政推進研究会提言
1996年 (平成8年)		・男女共同参画2000年プラン策定 ・優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行	・ながさきキラキラ・ライフプラン～2001長崎県農山漁村女性ビジョン～策定	・福江市男女共同参画社会づくりを推進する女性塾開設

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	五島市の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>・男女雇用機会均等法改正(平成11年施行)</li> <li>・介護保険法公布(平成12年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第1回)</li> <li>・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年~12年)</li> </ul>	
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラム開催</li> </ul>	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法公布・施行</li> <li>・食料・農業・農村基本法公布・施行(女性の参画の促進を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組</li> <li>・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組</li> <li>・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「WithYou」に改称</li> <li>・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称</li> </ul>	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画策定</li> <li>・ストーカー規制法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新世紀創造フォーラム開催</li> <li>・長崎県男女共同参画計画策定</li> <li>・長崎県男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・男女共同参画局設置</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行</li> <li>・第1回男女共同参画週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下五島一市五町合併協議会発足</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	五島市の動き
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県男女共同参画推進条例制定</li> <li>・長崎県男女共同参画審議会設置</li> <li>・長崎県男女共同参画推進員設置</li> </ul>	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法公布・施行</li> <li>・少子化社会対策基本法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行(元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・五島市発足</li> <li>・九州初の女性市長</li> </ul>
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県男女共同参画推進センター開設</li> <li>・情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画市民意識調査実施(第1回)</li> <li>・男女共同参画審議会条例公布・施行</li> <li>・男女共同参画審議会設置</li> <li>・男女共同参画推進委員会規程策定</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法改正(平成19年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組</li> <li>・長崎県DV対策基本計画策定</li> <li>・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組</li> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第3回)</li> </ul>	

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	五島市の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(平成20年施行)</li> <li>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県男女共同参画基本計画(改定版)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>五島市男女共同参画計画-思いやる心で築くパートナーシップ「五島」-策定</li> </ul>
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組</li> <li>長崎県子育て条例公布・施行</li> <li>男女共同参画フォーラム in ながさき開催</li> </ul>	
2009年 (平成21年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第4回)</li> <li>第2次長崎県DV対策基本計画策定</li> </ul>	
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画市民意識調査実施(第2回)</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(略称:UN Women)発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次長崎県男女共同参画基本計画~ながさき“輝き”プラン~策定</li> </ul>	
2012年 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組</li> <li>長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設</li> <li>第3次長崎県DV対策基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次五島市男女共同参画計画-思いやる心と絆で築くパートナーシップ「五島」-策定</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	五島市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本再興戦略において戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ</li> <li>・ストーカー行為等の規制等に関する法律改正</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(平成26年施行)</li> </ul>		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本再興戦略改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ</li> <li>・女性活躍担当大臣任命</li> <li>・すべての女性が輝く社会づくり本部設置</li> <li>・女性のチャレンジ応援プラン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ながさき女性活躍推進フォーラム開催</li> <li>・ながさき女性活躍推進会議発足</li> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第5回)</li> </ul>	
2015年 (平成27年)		<p>WAW! 2015(女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム)開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行</li> <li>・第4次男女共同参画基本計画策定</li> <li>・一億総活躍国民会議設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウーマンズジョブほっとステーション開設</li> <li>・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「長崎県男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあ」に決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画市民意識調査実施(第3回)</li> </ul>
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ながさき女性活躍推進フォーラム開催</li> <li>・第4次長崎県DV対策基本計画策定</li> <li>・第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～策定</li> </ul>	

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	五島市の動き
2017年 (平成29年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次五島市男女共同参画計画 - 認め合い男女でつくる輝く「しま」 - 策定</li> </ul>

合併前一市五町

福江市

南松浦郡富江町・南松浦郡玉之浦町・南松浦郡岐宿町・南松浦郡三井楽町・南松浦郡奈留町

## ILO 第156条約

「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」の略称。

ILOとは、国際労働機関（International Labor Organization）の略で、156号条約は、1981年の総会で採択され、各加盟国が育児や介護等の家族的責任を有する労働者について、そうした労働者のニーズに対応した措置を講じ、労働者一般の労働条件を改善することを義務づけている。

日本では、1995年6月に批准し、翌年6月に発効した。

## アンペイド・ワーク（無償労働）

賃金や報酬が支払われない労働のことで、家事・育児・介護という家族の世話や地域でのボランティア活動等、生活に欠かせない労働である。

日本におけるアンペイド・ワークのほとんどを女性が担っている現状であるが、仕事と家庭生活の調和を図るためにも、男女の不均衡な役割分担を見直すことが必要である。

## 育児・介護休業法

「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に関する法律」の略称。

1歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できる育児（1992年4月から）・介護（1999年4月から）のための制度である。

平成21年6月改正され、一部を除き、平成22年6月30日から施行された。ただし一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する中小企業については平成24年7月1日から施行された。

## NGO

「Non Governmental Organization」の略で一般に非政府組織と訳されている。

政府の活動と区別される民間の活動を行う組織・団体のことで、国家のみが国際社会の行為主体であるという伝統的な考え方を超え、国境を越えて国際的に活発に活動している。

## NPO

「Non Profitable Organization」の略で直訳すると非営利組織となるが、正確には民間非営利組織と訳するのがふさわしく、その基本的な性格は、民間性・非営利性・組織性に代表される。

NGOとNPOは、非政府を強調するか非営利を強調するかの違いはあるが、基本的には同じものを指す。

## エンパワーメント

「力をつける」という意味。

第4回世界女性会議のキーワードの一つとなったもので、女性たちが、自分たちの置かれている状態・地位を自ら変えていこうとする考え方のもと力をつけることを指す。

## 国際婦人年／国連婦人の十年

1972年の国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むために、1975年「国際婦人年」

とすることを決議し、1975年メキシコにおいて「国際婦人年世界会議」を開催。メキシコ宣言と世界行動計画が採択された。同年12月の国連総会において、1976年から1985年の10年間を、国際婦人年の「平等・発展・平和」の理念と世界行動計画の目標達成のため、「国連婦人の十年」と定め、その間、女性の地位向上に向けての重点的な取り組みが世界各国で行われてきた。

### ジェンダー

社会的・歴史的・文化的につくられた性差のことで、例えば、「女は家庭的に・・・」とか「男はたくましく・・・」などというそれぞれの性にふさわしいとされる行動や態度における男女の差を指す。生物学的な性差「セックス (sex)」と区別して「ジェンダー (gender)」と言われる。

### 女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略称。

1979年の国連総会で採択。伝統的な性別役割分担を解消するため、法律や制度のみならず、慣習・慣行の見直しを強く打ち出した条約である。日本は、1985年に批准している。

### 女性週間

日本において、女性が初めて参政権を行使した1947年4月10日を記念して、毎年4月10日から16日までの一週間を「女性週間 (旧婦人週間)」と定め、女性の地位向上のための啓発活動を展開している。

### 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を決める固定的な考え方のこと。

男女があらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、それぞれ能力が十分に発揮できる社会を形成するには、このような意識を変えていくことが必要である。

### 世界人権宣言

1948年12月10日、国連総会で採択。すべての人民と国民が達成すべき共通の基準として公布されたもので、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることはないとされている。

### セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。

職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされている。

雇用上の力関係を利用して性的ないやがらせや性的行為を強要する「代償型」と、屈辱的、敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」に分類される。

### SOHO

「Small Office Home Office」の略。



企業に属さない個人企業家や自営業者等が情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいう。

#### 第4回世界女性会議（北京1995年）

1995年に、アジアで初めて北京で開催された世界女性会議であり、「ナイロビ将来戦略」を見直し、西暦2000年までの優先行動分野を定める362項目に及ぶ「行動綱領」と「北京宣言」が採択された。その行動綱領は、「女性のエンパワーメントのためのアジェンダ（予定表）」とされ、女性たちが力をつけ、社会に本格的に参画することを目指す宣言になっている。

#### 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、2001年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施する。

#### 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律で、1999年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別を禁止している。また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定等も設けられている。

#### 男女混合名簿

日本では、男子が先で女子が後という男女別の名簿が長年当たり前のように使われてきたが、男女平等教育推進の一環として50音順等による男女混合名簿が多く採用されるようになった。

#### DV防止法（DV法）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の略称。

2001年4月13日公布、同年10月13日に施行された。これまで「夫婦間の問題だ」などとして見過ごされてきた配偶者の暴力を防止し、被害者の保護を図るための法律である。

#### ドメスティック・バイオレンス

直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的には、「夫や恋人等親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっている。

夫婦間のことは私的な問題として、夫婦間の経済的な力関係、世間体等の壁に阻まれ、これまで表面化しにくかったが、女性問題の一環として、解決すべき問題として取り上げられるようになった。

1992年には「夫からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）調査研究会」により実態調査が行われ、その中間報告によれば、約8割が身体的、心理的、性的暴力のいずれかを受け、3つとも受けたとする人が約5割であった。加害者の男性はあらゆる職種にわたっており、地位、学歴等には無関係に起っていること等がわかった。

## ナイロビ将来戦略

国連婦人の十年の最終年にあたる1985年、これまでの活動の評価・見直しと今後に向けての行動計画をつくることを目的とした世界会議がナイロビで開催され、ナイロビ将来戦略（正式には「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」という。）をまとめた。その内容は、あらゆる角度から女性問題を分析し、女性の地位向上のための障害を克服する国内措置を詳しく示唆するものとなっている。

## ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（正常）であるという考え。

## パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」のこと。

パートタイム労働が、我が国の経済社会で重要な役割を果たしていることから、パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として1993年に制定、施行された。

## バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは、建築用語として使われ、建物内の段差解消等、物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

## 夫婦別姓

現在の法律のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければならず、結婚後の改氏による社会的な不便・不利益が指摘されるようになった。そのため、選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が、法務省を中心に検討されている。選択的夫婦別氏制度とは、現在の制度に加え、夫婦が望む場合は、結婚後もそれぞれ結婚前の氏を称すること（夫婦別姓）を認める制度である。

## フェミニズム

かつては女権拡張運動を意味したが、現在は女性解放論と訳するのが一般的となっている。近代以降の欧米を中心としたフェミニズム運動は大きく2期に分けられ、第1期は19世紀半ばから20世紀初頭にかけて起きた運動で、女性参政権獲得運動に代表され、制度的な男女平等、女権の拡張を目指すものであった。第2期は1960年代後半から70年代初頭のウーマン・リブに端を発し、欧米から世界各地へと広がった運動である。以後、多様な議論と運動があり、法律や制度的な平等は達成しているが、依然として存在する家庭や職場における性差別は存在し、それからの解放を目指す思想・運動となっている。

## ポジティブ・アクション

過去における社会的、構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や人種的少数派）に対して、一定の範囲で特別な機会を導入することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置。

## メンズ・リブ

「男性解放運動」のことで、男だって自分らしく生きたい。「男らしさ」にとらわれた男性の生き方を問い直そうと、「ウーマン・リブ」に対して生まれた運動のこと。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症等の面からとらえ、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念である。

1994年、カイロで開かれた国連主催の国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツがキーワードのひとつになり、1995年の世界女性会議（北京）行動綱領でも確認されている。

**第3次五島市男女共同参画計画**  
**平成29年3月策定**

**発行：五島市市民課**  
**〒853 8501 五島市福江町1番1号**  
**TEL 0959 72 6111（代表）**